

令和 2 年 1 2 月 3 日  
午後 7 時～ブライトホール

## 令和 2 年度第 1 回 世田谷区認知症施策評価委員会 次第

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議 事

(1) 世田谷区認知症施策評価委員会の設置について

(2) 世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）について

(3) 認知症損害賠償保険の他の自治体等の状況について

(4) その他

#### 配付資料

- ・資料 1  
世田谷区認知症施策評価委員会委員名簿
- ・資料 2  
世田谷区認知症とともに生きる希望条例
- ・資料 3  
世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則
- ・資料 4  
世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）
- ・資料 5  
認知症施策の重点項目及び主な取組み項目
- ・資料 6  
世田谷区認知症施策評価委員会における部会の設置について
- ・資料 7  
認知症損害賠償保険の他の自治体等の状況について

## 世田谷区認知症施策評価委員会 委員名簿

令和2年12月3日  
認知症施策評価委員会 資料1

	区分		氏名	職(所属)等
1	委員	本人	長谷部 泰司	認知症とともに生きる人
2	委員	本人	S・さきこ	認知症とともに生きる人
3	委員	学経	大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
4	委員	学経	村中 峯子	(公社)地域医療振興協会地域医療研究所ヘルスプロモーション研究センター参事
5	委員	学経	田中 富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長
6	委員	学経	永田 久美子	認知症介護研究・研修東京センター研究部部长
7	委員	学経	西田 淳志	(公財)東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長
8	委員	専門医	新里 和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター長
9	委員	専門医	長谷川 幹	三軒茶屋内科リハビリテーションクリニック院長
10	委員	地区医師会	山形 邦嘉	(社)世田谷区医師会理事
11	委員	地区医師会	山口 潔	(社)玉川医師会理事
12	委員	地区歯科医師会	日吉 俊仁	(公社)東京都世田谷区歯科医師会理事
13	委員	地区歯科医師会	島 貫博	(公社)東京都玉川歯科医師会副会長
14	委員	地区薬剤師会	佐伯 孝英	(社)世田谷薬剤師会監事
15	委員	地区薬剤師会	佐藤 ひとみ	(社)玉川砦薬剤師会専務理事
16	委員	区民	黒木 勉	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長
17	委員	区民	水野 貞	世田谷区町会総連合会副会長
18	委員	区民	柏 雅康	世田谷区商店街連合会常任理事
19	委員	家族会	高橋 聡子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表
20	委員	地域団体	中澤 まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
21	委員	地域団体	未定	世田谷区社会福祉協議会代表者
22	委員	介護保険事業者等	徳永 宣行	世田谷区介護サービスネットワーク代表
23	委員	介護保険事業者等	相川 しのぶ	世田谷区ケアマネジャー連絡会会長
24	委員	介護保険事業者等	高橋 洋子	梅丘あんしんすこやかセンター管理者
25	委員	介護保険事業者等	遠矢 純一郎	認知症在宅生活サポートセンター代表

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第15条）

第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条―第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機

関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

(基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。

- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

#### (区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むものとする。

#### (区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

- 2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。
- 3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。
- 4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

#### (地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になっても孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することが

できるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援
- (3) 家族等への支援
- (4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすことができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月世田谷区条例第61号)第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

(世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(私の希望ファイル)

第3条 私の希望ファイルに書き記す生活に係る自らの思い、希望又は意思の内容は、認知症になる前の経験、認知症になった後の支援等に関するものとする。

(サポートセンターで行う事業の内容)

第4条 サポートセンターで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門職（以下「専門職」という。）が本人の居宅を訪問し、本人の在宅生活の支援を行うこと。
- (2) 家族等への支援を行うこと。
- (3) 認知症に関する知識の普及及び啓発並びに情報発信を行うこと。
- (4) 専門職の技術の向上を図るための指導及び助言並びに地域団体、関係機関及び事業者間の連携の強化を図ること。
- (5) 専門職並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長がサポートセンターで行うことが適当であると認めること。

(サポートセンターで行う事業の実施日時)

第5条 サポートセンターで行う事業は、次に掲げる日以外の日の午前8時30分から午後5時までの間にこれを行うものとする。ただし、講演会等を実施する場合その他区長が必要と認めた場合においては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(評価委員会の委員)

第6条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 本人 4名以内

(2) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 26名以内

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第7条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第8条 評価委員会は、委員長がこれを招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の部会)

第9条 評価委員会は、認知症計画に係る調査審議を効率的に行うため又は認知症に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、高齢福祉部介護予防・地域支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

(案)

令和2年12月3日  
認知症施策評価委員会  
資料4

世田谷区  
認知症とともに生きる  
希望計画

令和3年度～令和5年度

たたき台

世田谷区

空ページ

はじめに

区長コメント

# 目次

<b>第1章 計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の主旨.....	3
2. 国、都の動向 .....	4
(1) 国の動向 .....	4
(2) 都の動向 .....	5
3. 区の現状と課題.....	6
(1) 世田谷区のこれまでの認知症施策の取組み.....	6
(2) 区の現状 .....	8
<b>第2章 計画の位置づけ及び他の計画との関係</b> .....	<b>15</b>
1. 計画の位置づけ.....	17
2. 計画期間.....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>21</b>
1. 条例に基づく基本理念.....	23
2. 施策展開の考え方 .....	23
3. 区の認知症施策のイメージ .....	24
(1) 地域包括ケアシステム .....	24
(2) 認知症在宅生活サポートセンター .....	24
<b>第4章 認知症施策の主な取組み項目</b> .....	<b>29</b>
1. 認知症施策の体系 .....	31
2. 重点項目（焦点テーマ） .....	32
3. 認知症施策の主な取組み .....	33
(1) 条例の考え方・理解を深める取組み.....	33
(2) 本人発信・社会参加の推進 .....	36
(3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」 .....	37
(4) 共生地域づくりの推進 .....	40
(5) 暮らしと支えあいの継続の推進.....	45

4.	3年間のロードマップ.....	52
<b>第5章</b>	<b>計画の推進体制.....</b>	<b>53</b>
1.	計画の推進体制.....	55
	(1) 区の組織.....	55
	(2) 区長の附属機関・各種委員会等.....	55
2.	計画の進行管理.....	56
	(1) 施策の評価・検証.....	56
	(2) 評価・検証の視点.....	56
	(3) 評価・検証の結果等の公表.....	56
<b>第6章</b>	<b>計画の策定過程.....</b>	<b>57</b>
1.	計画の策定過程.....	59
2.	世田谷区認知症施策評価委員会名簿.....	60
3.	(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会名簿.....	62
4.	(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会作業部会名簿.....	63
<b>第7章</b>	<b>資料編.....</b>	<b>65</b>
1.	世田谷区認知症とともに生きる希望条例制定過程.....	67
2.	世田谷区認知症とともに生きる希望条例.....	71
3.	世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則.....	77
4.	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想.....	79
5.	認知症の人の日常生活自立度.....	80
6.	用語集.....	81

空ページ

## 第1章 計画策定の背景

中表紙

空ページ

## 1. 計画策定の主旨

区内の認知症の人の数は、令和2年4月1日時点で約2万4千人（介護保険の要支援・要介護認定者のうち、認知症の日常生活自立度Ⅱ以上の人の数）、さらに軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)の人の推計を含めると4万8千人となり、65歳以上の約4人に1人が認知症の人またはその予備軍であると見込まれています。今後その数は増え、令和7年（2025年）には約27,500人に増加すると推計されています。

このように、認知症は区民にとってより身近なものとなってきていますが、認知症になると「何もわからなくなってしまう」といったネガティブなイメージにより、認知症の人や家族が地域社会から孤立し生きづらさを抱えている現状があります。また、家族の介護の困難さとともに、認知症の本人への効果的で適切な在宅支援のための認知症ケアが十分に実施されていない現状も指摘されており、認知症について正しい理解の普及と効果的で適切な在宅支援のための認知症ケアが早急に求められています。

このような課題をもとに、区は、平成25年11月策定「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」に基づき令和2年4月に設置した「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」において、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための在宅支援施策に取り組んでいます。

さらに、令和2年10月には「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」を施行し、第16条に本計画である「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」を区が定めることとしました。加えて、認知症の人とその家族の意見を聴きながら計画を定めるとしており、認知症の人が委員として参画する「世田谷区認知症施策評価委員会」において議論しながら、参加と協働により策定を進めてきました。

また、本計画は、国の認知症施策総合戦略（新オレンジプラン）や認知症施策推進大綱、東京都高齢者保健福祉計画と区の基本構想、基本計画と方向性を合わせながら策定したものです。また、新実施計画や高齢者保健福祉・介護保険事業計画との整合を図りながら、認知症になってからも安心して暮らし続けることのできる地域共生社会を目指して取り組む区の認知症施策を示すものとして策定します。

## 2. 国、都の動向

### (1) 国の動向

国内の認知症の人の数は、平成24年（2012年）で約462万人、軽度認知障害の人の数は約400万人と推計され、合計すると65歳以上の約4人に1人が認知症の人またはその予備軍と言われていました。

またその数は、今後も増えていくと予想されており、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）によれば、国内の認知症の人の数は、令和7年（2025年）に約650万人～700万人、令和22年（2040年）に約800万人～950万人、令和42年（2060年）に約850万人～1,150万人と増加していく予測であるという研究結果が示されています。

このような状況の中、厚生労働省は「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）（平成24年（2012年）9月公表）を改め、平成27年1月、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」を目指し、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）策定しました。

新オレンジプランでは、以下を7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくとしています。

I「普及・啓発」、II「医療・介護等」、III「若年性認知症」、IV「介護者支援」、V「認知症など高齢者にやさしい地域づくり」、VI「研究開発」、VII「認知症の人やご家族の視点の重視」

※VII「認知症の人やご家族の視点の重視」は他6つの柱に共通するプラン全体の理念です。

さらに、令和元年6月、認知症施策推進大綱をとりまとめ、大綱に沿って関係省庁が認知症施策を着実に実施していくこととしています。

## (2) 都の動向

「東京都福祉保健局高齢社会対策部「認知症高齢者数等の分布調査」(平成29年3月)より、都内で要介護(要支援)認定を受けている高齢者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数は、平成28年(2016年)11月時点の約31万人から、令和7年(2025年)には約42万人に増加すると推計されています。

都は、都における高齢者の総合的・基本的計画である「東京都高齢者保健福祉計画」(老人福祉法第20の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画)に都が取り組む認知症施策を盛り込んでいます。

### 3. 区の現状と課題

#### (1) 世田谷区のこれまでの認知症施策の取組み

世田谷区では、高齢化の進展に伴い、増加する認知症高齢者への施策の充実に向け、平成21年度に地域福祉部を設置、介護予防・地域支援課において、認知症施策の担当所管を新設しました。認知症高齢者や家族の相談・支援体制を構築するため、区内28か所の身近な地区に設置しているあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に、「もの忘れ相談窓口」を開設し、認知症に関する相談・支援機能を強化するとともに、認知症に関する地域の区民や支援機関をつなぐまとめ役（コーディネーター）として「認知症専門相談員」を1名ずつ配置しました。

平成24年度に、地区医師会の協力のもと医師と個別に相談できる「もの忘れチェック相談会」事業を開始、平成25、26年度の2か年をモデル事業として、看護師や医師等の専門職が定期訪問し支援する「認知症初期集中支援チーム事業」に取り組み、平成27年度から本格実施するなど、認知症の在宅支援の充実に取り組んできました。

平成25年11月、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる地域社会の実現に向け、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定しました。この構想の中で、認知症の早期対応体制の確立や、医療と福祉の連携推進、医療・介護の専門職の実務的な支援能力の向上、家族支援の充実等、区における認知症在宅支援施策の構築を進めていくための専門的かつ中核的な役割を果たす拠点として、令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を開設し、認知症施策を総合的に推進しています。

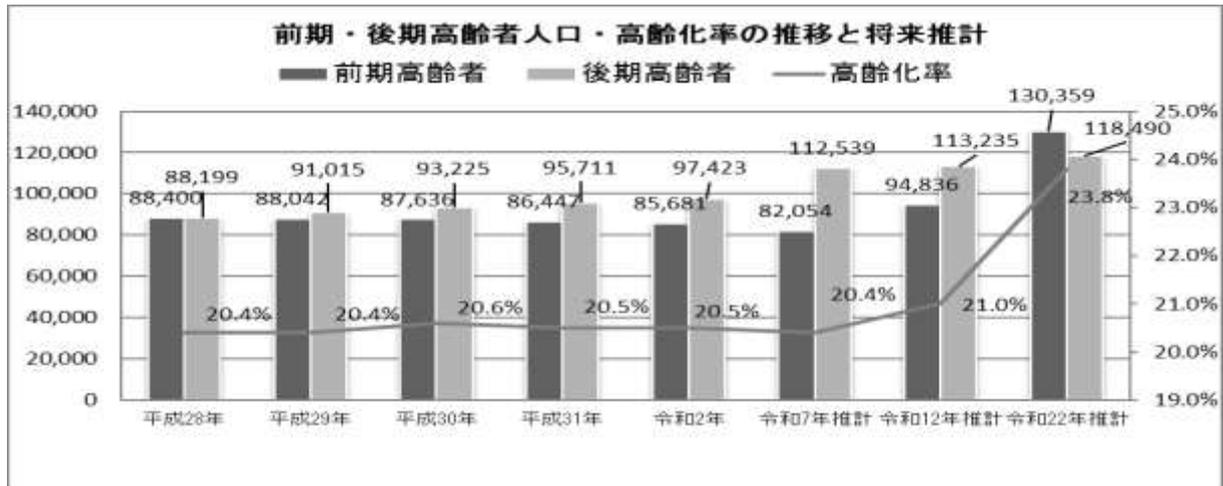
年	世田谷区の取組	参考（国の施策）
2006(H18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターを統括し介護予防事業を所管する介護予防課を新設</li> <li>・認知症サポーター養成講座開始</li> <li>・認知症講演会開始</li> </ul>	介護保険制度における地域支援事業開始
2009(H21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防・地域支援課を新設し、認知症対策担当係を設置</li> <li>・地域包括支援センターに「もの忘れ相談窓口」を開設し、「認知症専門相談員」配置</li> <li>・認知症家族会、認知症高齢者の家族のための心理相談開始</li> </ul>	
2010(H22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者見守り訪問看護事業開始（～H24）</li> </ul>	

2011(H23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区高齢者見守りネットワーク開始 (モデル地区 2 か所)</li> <li>・ 認知症サポーターステップアップ講座開始</li> <li>・ 「介護者の会・家族会一覧」の作成・配布</li> </ul>	
2012(H24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (仮称) 認知症在宅支援センター構想等検討委員会設置</li> <li>・ もの忘れチェック相談会事業開始</li> <li>・ 医師による認知症専門相談事業開始</li> </ul>	認知症施策推進 5 年計画(オレンジプラン) 策定
2013(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症初期集中支援チーム事業モデル実施</li> <li>・ 「認知症在宅生活サポートセンター構想」策定</li> </ul>	
2014(H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「認知症在宅生活サポート室準備担当」設置</li> </ul>	
2015(H27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症施策評価委員会設置</li> </ul>	認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) 策定
2016(H28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「認知症在宅生活サポート室」設置(区直営)</li> <li>・ もの忘れチェック相談会事業における地区型・啓発型試行開始</li> <li>・ 認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業開始(～H30)</li> </ul>	
2017(H29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロポーザル方式による「認知症在宅生活サポートセンター」運営業務委託事業者選定</li> </ul>	
2018(H30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「認知症在宅生活サポート室」運営業務を医療法人へ委託開始(区との併行運営)</li> <li>・ 「認知症カフェハンドブック」作成・配布</li> <li>・ 認知症サポーターフォローアップ講座開始</li> </ul>	
2019(R 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症本人交流会開始</li> <li>・ 「認知症とともに生きる希望条例」の制定検討開始</li> </ul>	認知症施策推進大綱策定(認知症になっても希望をもって日常生活を過ごす社会の実現を目指す)
2020(R 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に「認知症在宅生活サポートセンター」を開設</li> <li>・ 認知症在宅生活サポートセンターホームページ開設</li> <li>・ 機関誌「にんさぽだより」発行</li> <li>・ 「認知症とともに生きる希望条例」施行</li> </ul>	

## (2) 区の現状

## ① 前期・後期高齢者の人口・高齢化率の推移と将来推計

全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率とも増え続けていました。近年、人口全体が増えているため、高齢化率は横ばいですが、高齢者人口は増え続けています。2025年に向けて後期高齢者（75歳以上）が増え、その後も高齢者人口全体は増え続け、2040年には団塊ジュニアの世代が65歳を迎えます。



	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和7年推計	令和12年推計	令和22年推計
	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2040
前期高齢者人口	88,400	88,042	87,636	86,447	85,681	82,054	94,836	130,359
後期高齢者人口	88,199	91,015	93,225	95,711	97,423	112,539	113,235	118,490
65歳以上人口	176,599	179,057	180,891	182,158	183,104	194,593	194,593	248,849
高齢化率	20.4%	20.4%	20.6%	20.5%	20.5%	20.4%	23.8%	23.8%

住民基本台帳（外国人除く）各年1月。推計は平成29年7月推計を使用。

② 高齢者の世帯状況

高齢者の世帯状況を見ると、ひとり暮らしの人が 33.0%、高齢者のみ世帯の人が 37.5%を占め、合計では 70%を超えており、3年前より増加しています。

※その他世帯・65歳未満の家族と同居する高齢者

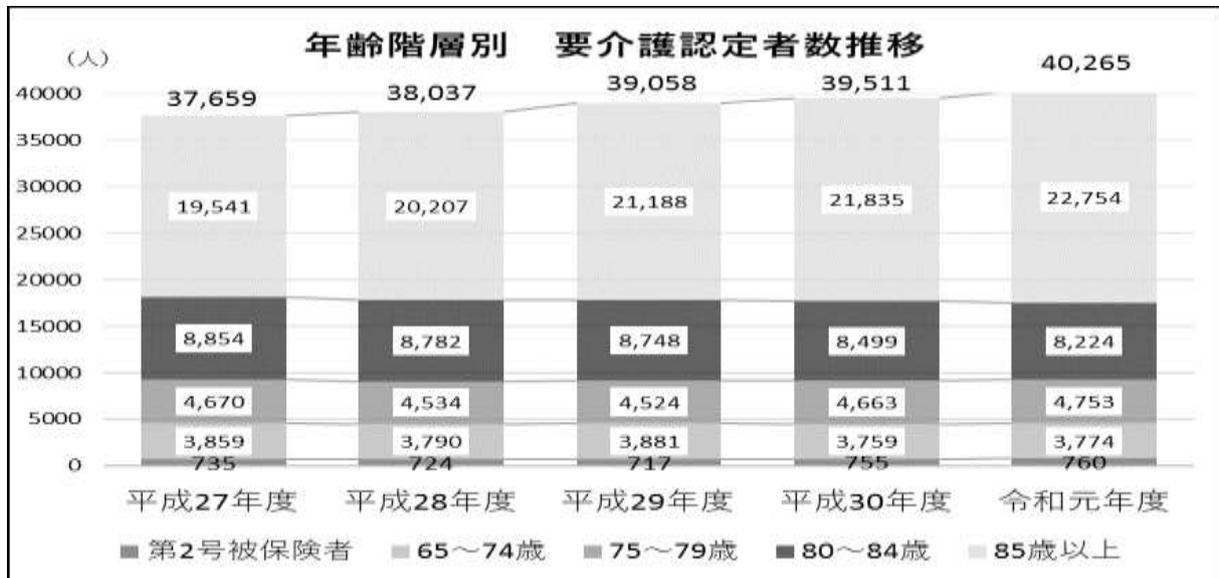
	単身世帯	高齢者のみ世帯の人口	その他の世帯の人口	高齢者人口計
65歳以上人口	60,911人	69,337人	54,446人	184,694人
75歳以上人口	38,785人	36,446人	22,976人	98,207人
85歳以上人口	18,357人	9,566人	6,686人	34,609人



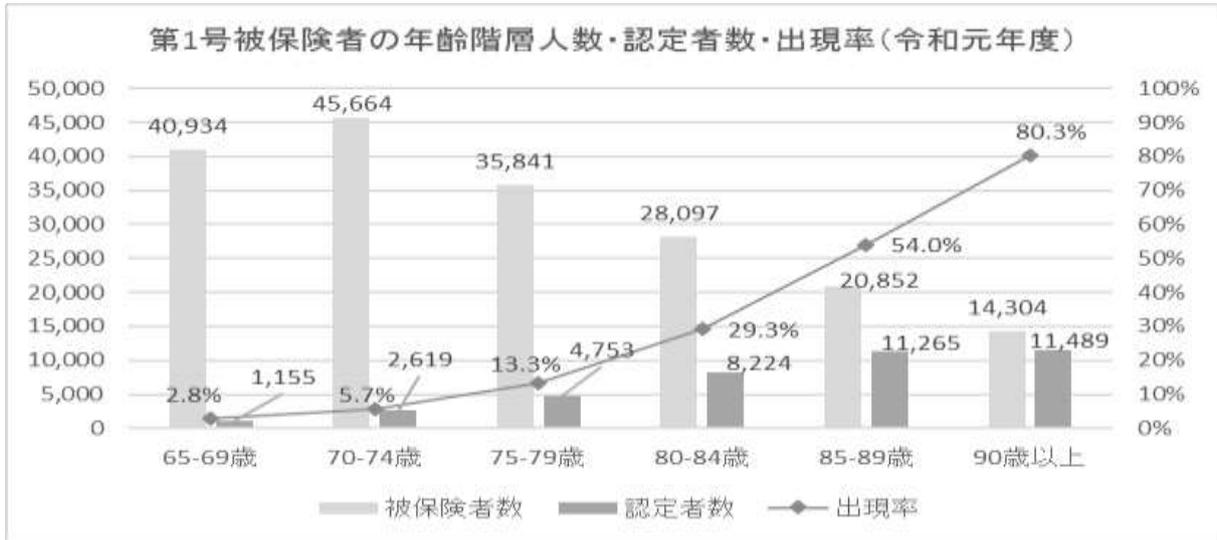
令和2年4月保健福祉総合情報システム

③ 介護保険の要介護（要支援）認定者数の推移

介護保険の要介護（要支援）認定者は、4年間で約 2,600 人増加しています。

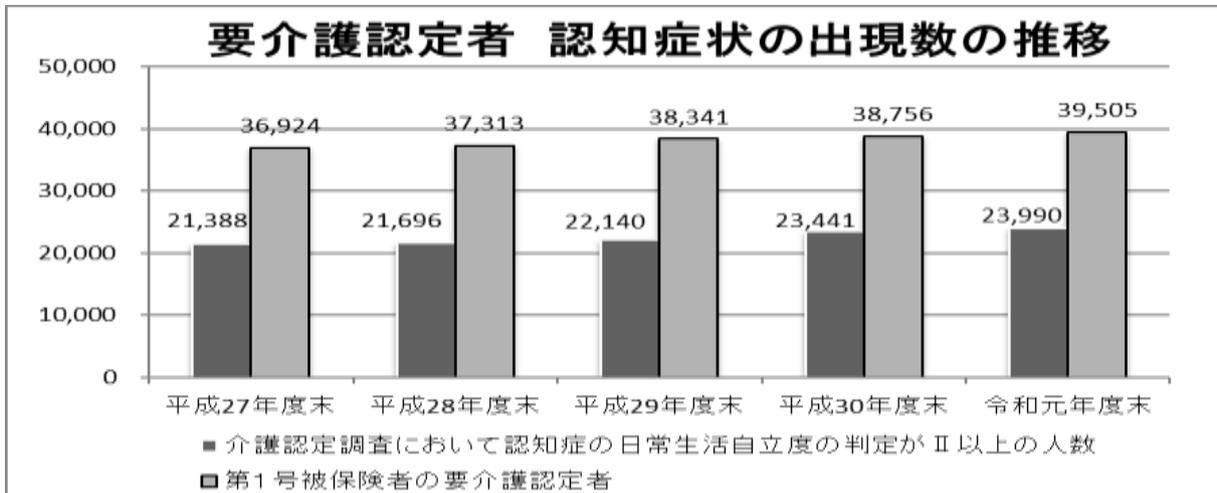


80歳を超えると要介護認定者数が増加、出現率（要介護認定率）も高くなります。

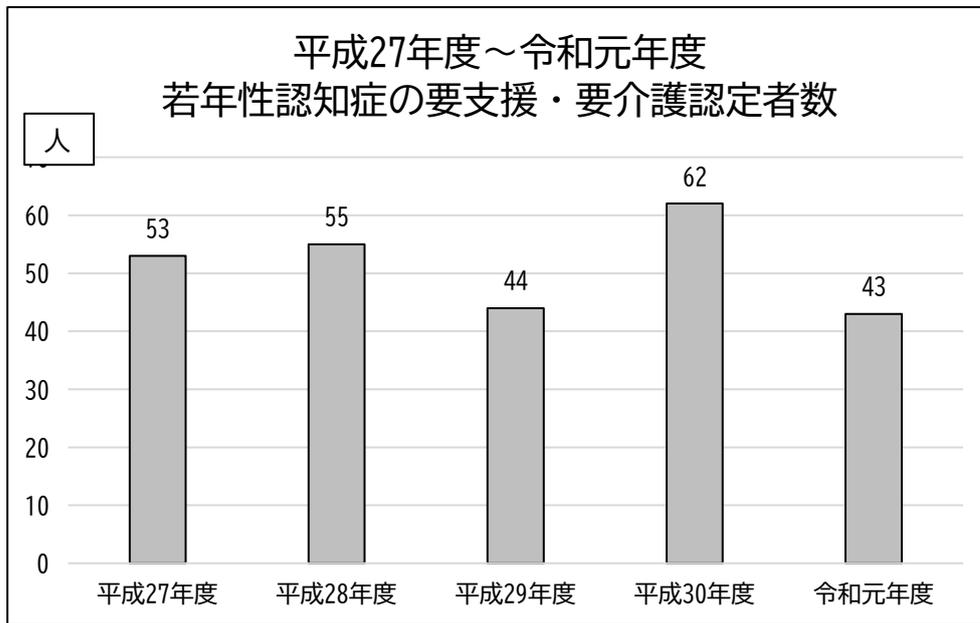


④ 要介護認定者のうち、認知症状の出現数の推移

介護保険要介護認定において、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ（※）以上の方の人数は、4年間で約2,600人増加しています。



⑤ 若年性認知症の要支援・要介護認定者数



⑥ 要支援・要介護度別の若年性認知症の認定者数

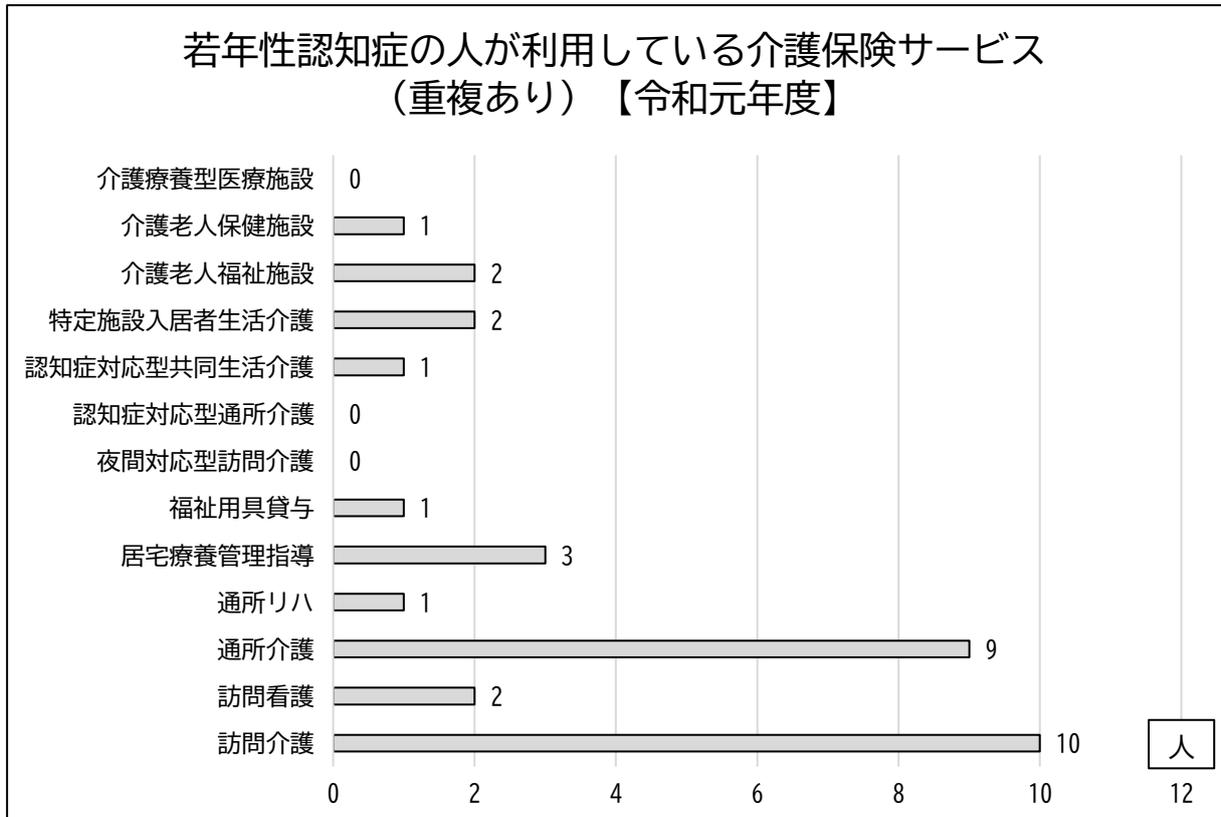
要支援・要介護度別で若年性認知症の認定者数を見ると、要介護1、要介護3が多い傾向が見られます。

要支援・要介護度別の若年性認知症の認定者数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	0	0	0	0	0
要支援2	2	0	1	1	1
要介護1	13	11	11	18	12
要介護2	8	12	8	10	5
要介護3	12	13	10	10	14
要介護4	6	6	6	11	5
要介護5	12	13	8	12	6
計	53	55	44	62	43

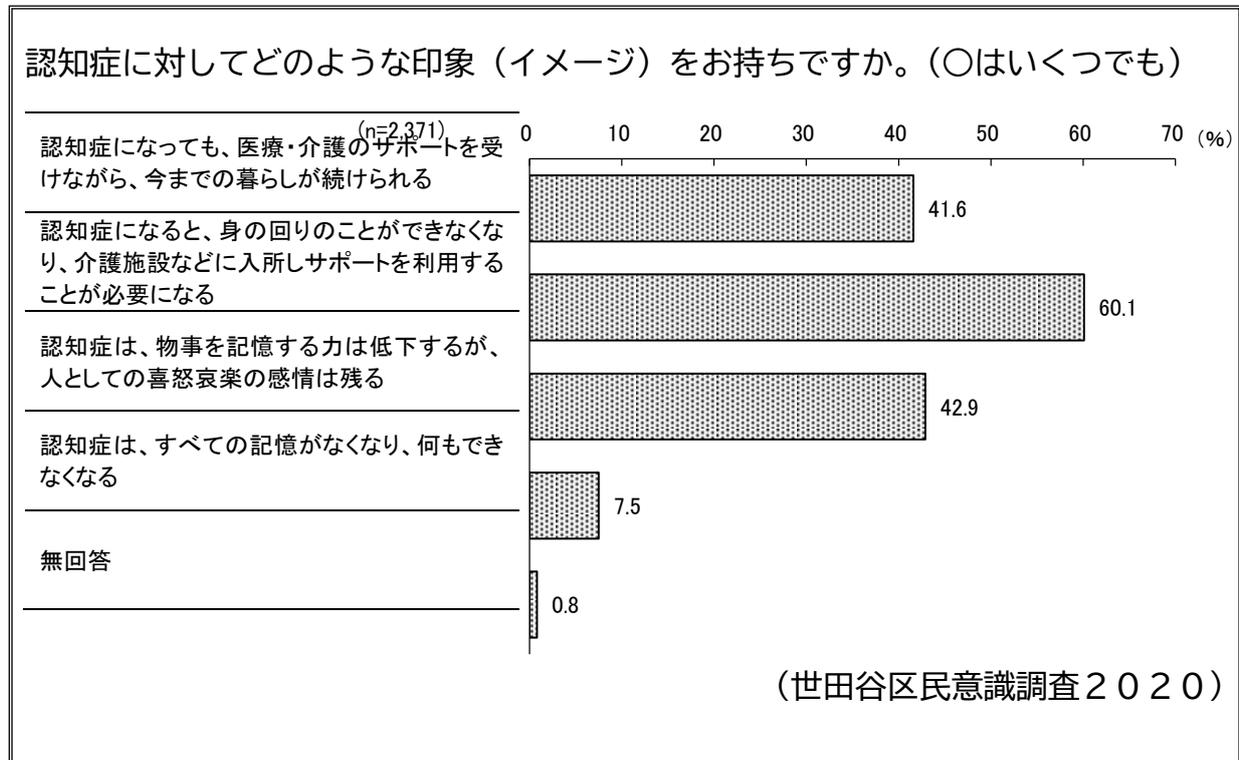
⑦ 若年性認知症の人が利用している介護保険サービス

若年性認知症の人が利用している介護保険サービスのうち、最も多いのは「訪問介護」10人、次に「通所介護」9人です。



⑧ 認知症のイメージ

令和2年5月実施世田谷区民意識調査の結果から、認知症に対してどのような印象（イメージ）を持っているかについて、「認知症になると、身の回りのことができなくなり、介護施設などに入所しサポートを利用することが必要になる」という印象（イメージ）を持つ方が6割でした。



空ページ

## 第2章 計画の位置づけ及び他の計画との関係

中表紙

空ページ

## 1. 計画の位置づけ

世田谷区認知症とともに生きる希望条例第 16 条の規定に基づく計画として位置づけます。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例第 16 条

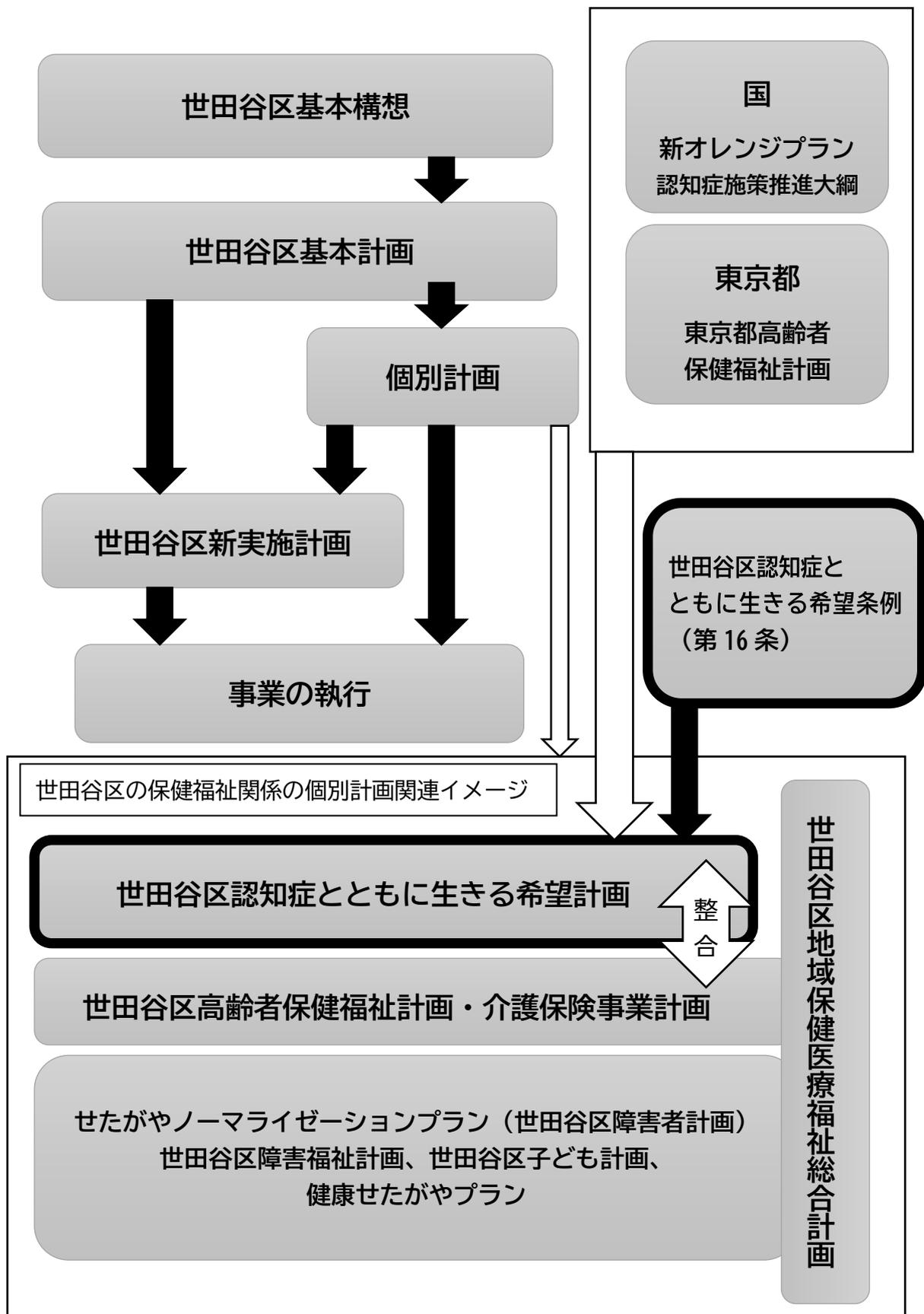
(認知症施策の総合的推進)

第 16 条

区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

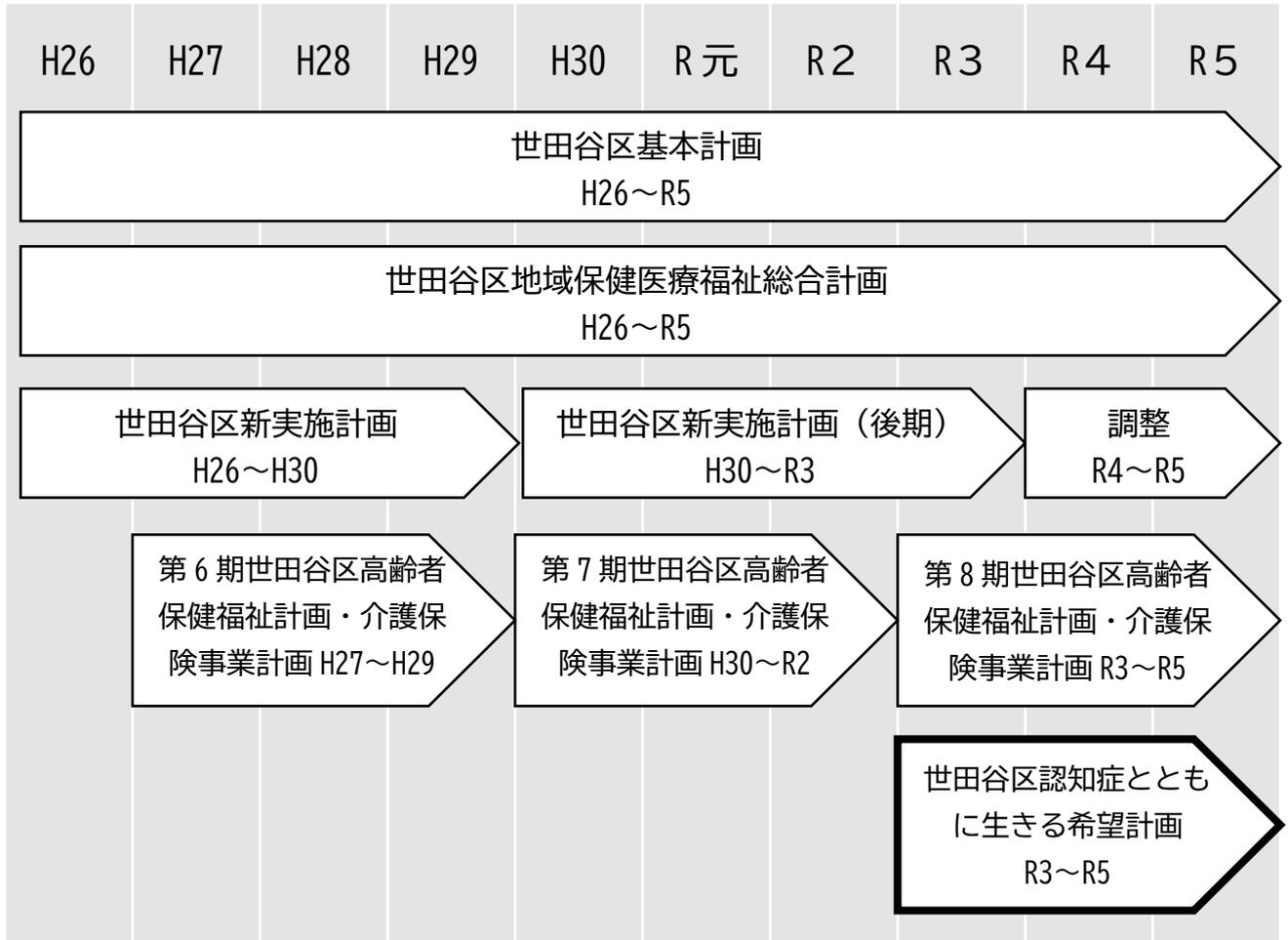
2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第 18 条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

《計画の体系イメージ》



## 2. 計画期間

世田谷区基本計画、世田谷区地域保健医療福祉総合計画、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の終期と合わせ、令和3年度から令和5年度計画の期間とします。



空ページ

### 第3章 計画の基本的な考え方

中表紙

空ページ

## 1. 条例に基づく基本理念

「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」第3条に掲げる基本理念をもとに、本計画を進めていく。

### 世田谷区認知症とともに生きる希望条例第3条

#### (基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

## 2. 施策展開の考え方

本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持ち、その意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けることができる地域をつくります。

区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、参加と協働により、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を目指します。

### 3. 区の認知症施策のイメージ

#### (1) 地域包括ケアシステム

2040年に向けて高齢化率の上昇が見込まれており、引き続き「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する「地域包括ケアシステムの推進」により高齢者の地域生活を支えていく必要があります。

区では、国に先駆けて、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支えあい、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の実現を目指して包括的な支援に取り組んでいます。

地区において、地区まちづくりの拠点であるまちづくりセンター、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域福祉を推進する社会福祉協議会を一体整備し、三者連携により区民の様々な相談への対応や課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」を推進し、平成26年10月からのモデル事業を経て、平成28年7月より全地区において、身近な「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談も身近な地区で受けられる体制づくりを推進しています。

また、令和2年6月、国では地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、自治体の包括的な支援体制の構築の支援などの所要の措置を講ずるため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。区では、法改正により創設された国の「重層的支援体制整備事業」を活用し、「8050問題」や「ひきこもり」など、既存の制度では対応が難しい複合課題や、制度の狭間になりやすい方々への支援を強化するとともに、5年目に入った「地域包括ケアの地区展開」を推進し、全区、地域、地区の三層の取り組みを進め、包括的な支援体制の構築を目指しています。

#### (2) 認知症在宅生活サポートセンター

世田谷区の地域行政制度に基づく、全区・5地域・28地区の日常生活圏域の三層体制のなかで「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」が、5地域の総合支所と連携し重層的に支援が必要な認知症高齢者等へ包括的に支援を行っています。

「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」とは、平成25年11月、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができる地域社会の実現に向け、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定し、この構想の中で、認知症の早期対応体制の確立や、医療と福祉の連携推進、医療・介護の専門職の実務的な支援能力の向上、家族支援の充実等、区における認知症在宅支援施策の構

築を推進するための専門的かつ中核的な役割を果たす拠点として位置付けているものです。平成30年度からの2か年の認知症在宅生活サポート室を経て、令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に開設しました。

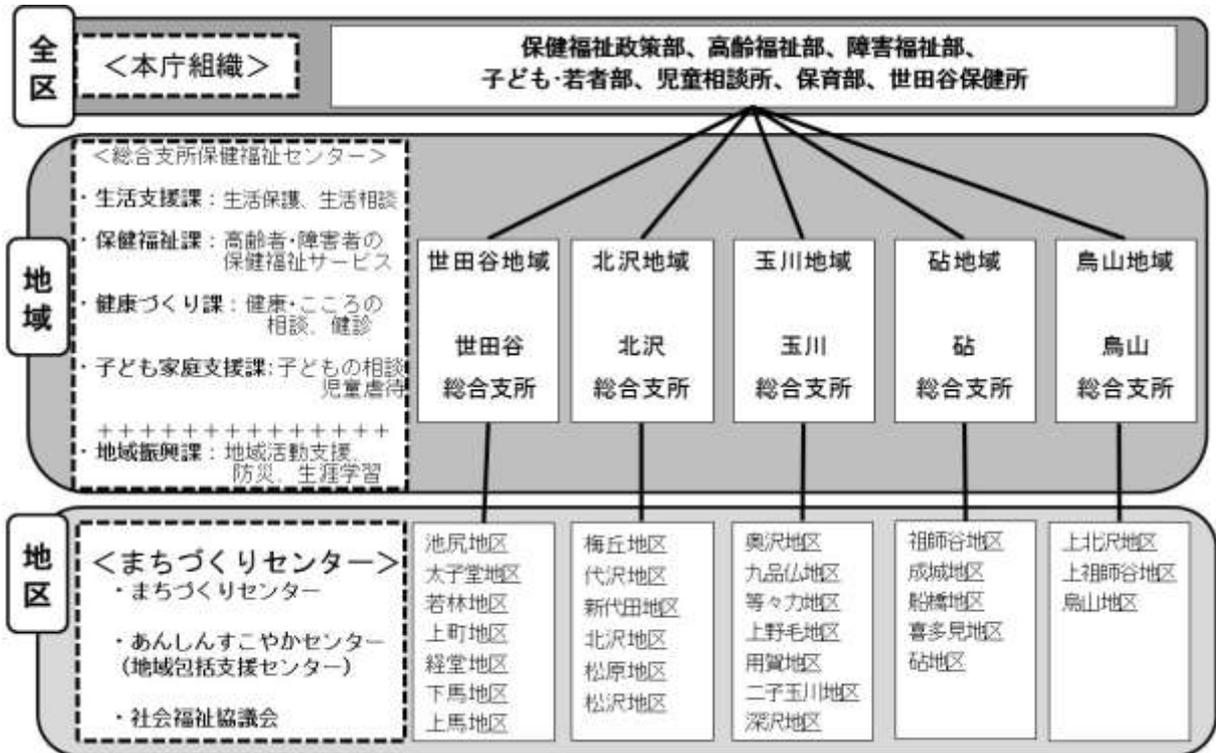
「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」は、①訪問サービスによる在宅支援のサポート機能 ②家族支援のサポート機能 ③普及啓発・情報発信機能 ④技術支援・連携強化機能 ⑤人材育成機能の5つの機能を持ち、認知症の人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護等の専門職が、あんしんすこやかセンターやケアマネジャー等をはじめとする様々関係機関を後方支援（バックアップ）する役割を担っています。

具体的な事業内容としては、5つの機能に基づき①専門医や保健師等で構成する認知症初期集中支援チームのアウトリーチによる在宅生活における早期対応や早期支援、②家族介護者のための勉強会の実施や家族会同士の情報交換等の支援、③区民及び関係団体への講演会等による認知症に関する情報の発信、認知症カフェの立ち上げ及び継続の支援、④あんしんすこやかセンターやケアマネジャーからの相談や事例検討を通じた対応の助言の実施、⑤認知症に関する専門研修の企画立案、認知症サポーター等の区民人材の育成及び活動の支援などを実施しています。

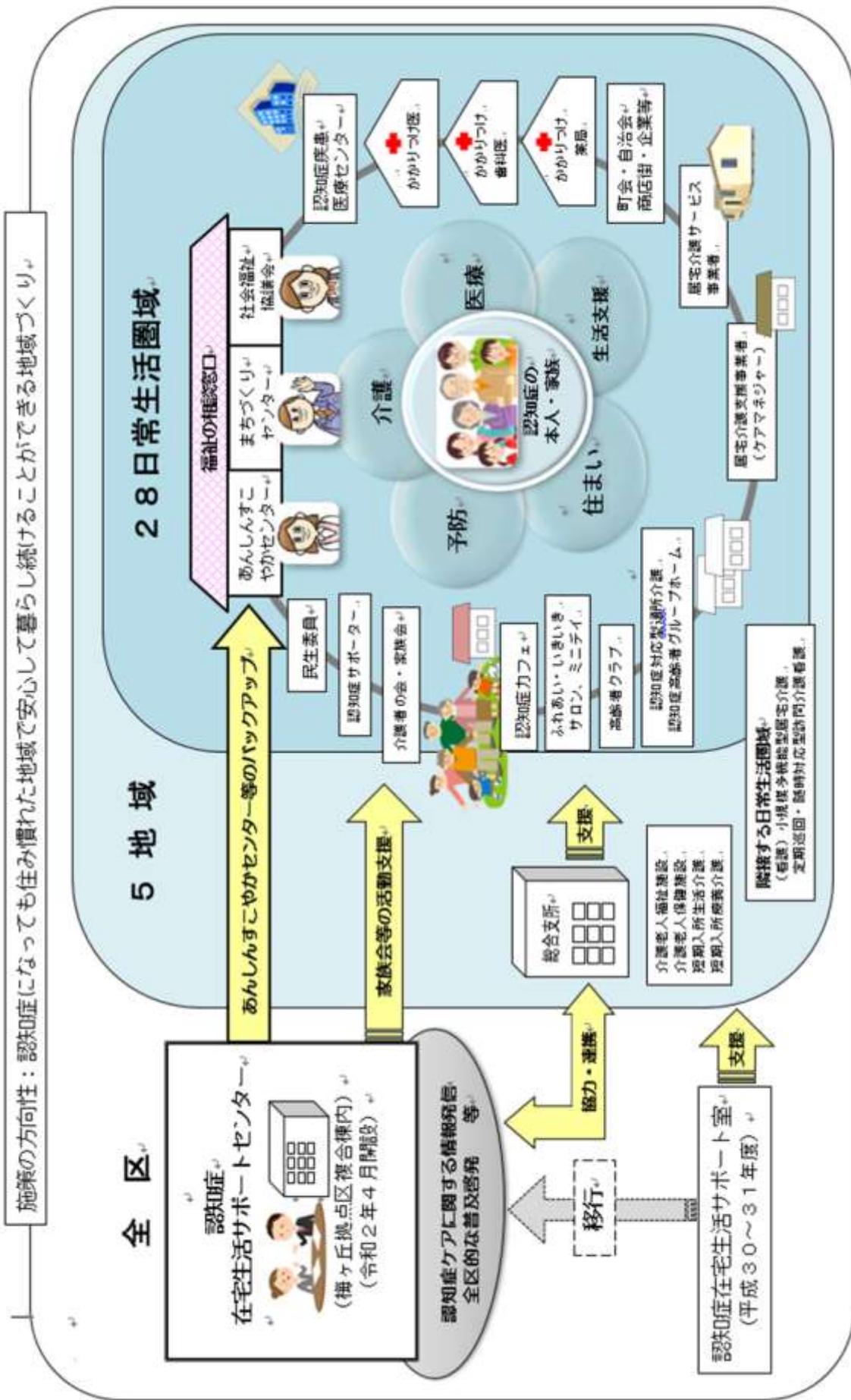
日常生活圏域と地域包括支援センター、行政の三層構造

世田谷区の地域行政制度に基づく28地区の日常生活圏域ごとにあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を設置しています。

地区・地域・全区がそれぞれの役割をもって、計画目標の達成を目指しています。



# 認知症施策の総合的な推進のイメージ図



空ページ

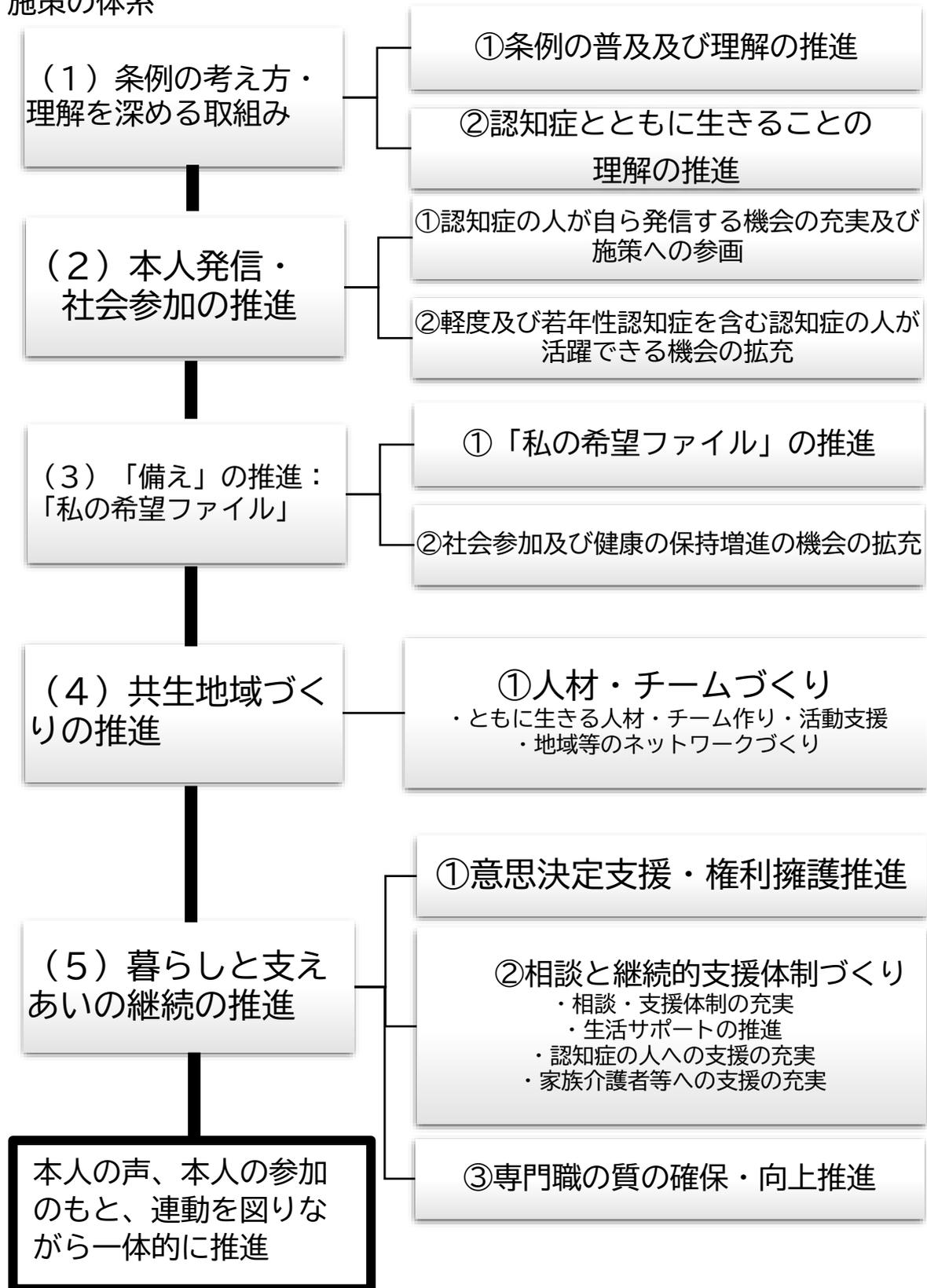
## 第4章 認知症施策の主な取組み項目

中表紙

空ページ

# 1. 認知症施策の体系

## 施策の体系



## 2. 重点項目（焦点テーマ）

区が取り組む認知症施策のうち、重点的に取り組む項目は以下のとおりです。

### ① 認知症観の刷新

調整中

### ② 本人の発信・参画

調整中

### ③ みんなが「備える」「私の希望ファイル」

調整中

### ④ 希望と人権が大切にされ、支えあい暮らしやすい地域をともにつくる

調整中

### 3. 認知症施策の主な取組み

#### (1) 条例の考え方・理解を深める取組み

一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを実現するためには、まずは区民が従来の認知症観から希望のある認知症観へ転換していくことが必要です。そのため、本人が思いを発し、その声を区民が聴きながら話し合うことのできる機会を積極的に設け、条例の周知とともに、認知症とともに生きることについて自分事としての理解が深まるよう取り組みます。

#### ① 条例の普及及び理解の推進

令和2年10月に施行した「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」が目指す地域共生社会の姿を幅広い世代の区民に知ってもらい、認知症への理解を深めることにつなげるため、積極的に条例の啓発活動を行っていきます。

#### ア 効果的で多様な広報媒体を用いた周知【介護予防・地域支援課、広報広聴課】

・解説書、パンフレット、リーフレットによる周知

条例の内容を分かりやすく示した条例の解説書やパンフレット、リーフレット等を用いて周知していきます。また、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターの機関誌も活用しながら周知を行います。

・ホームページを活用した周知

世田谷区ホームページや認知症在宅生活サポートセンターのホームページを活用し周知します。

・エフエムラジオ番組を活用した情報発信

エフエムラジオ番組「認知症あんしんすこやかライフ」等にて周知します。

#### イ 講演会・講座の機会を活用した周知と話し合い【介護予防・地域支援課】

・条例啓発イベントにおける周知

条例啓発のためのイベントを開催し、周知します。

・講演会、講座における周知

認知症講演会や認知症サポーター養成講座※等、多数の区民が集まる機会を活用し、周知します。

※認知症サポーター養成講座

平成17年度より、行政と民間団体が協力し、みんなで認知症の人と家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動「認知症を知り地域をつくる10カ年」の全国キャンペーンが始まった。この取り組みを支

えるボランティア（認知症サポーター）を育成するため、所定の研修を受講した講師（キャラバン・メイト）が「認知症サポーター養成講座」を行っている。平成21年5月には、認知症サポーター数が全国で目標の100万人を達成し、現在国は「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」において、令和2年度までの目標を1200万人養成としている。

ウ 出張型の周知と話し合い【介護予防・地域支援課】

・地域団体、関係機関、事業者の会議等における周知

町会や自治会、民生委員・児童委員等の地域団体、医療機関や介護保険事業者等の関係機関、企業等の事業者の会議へ区職員が出向き、条例を周知します。

エ 教育分野への周知と話し合い【介護予防・地域支援課】

・区立小中学校と連携した周知

区立小中学校と連携し、小学生や中学生、教員に向けて周知します。

・区内大学と連携した周知

区内大学と連携し、学生に向けて周知します。

② 認知症とともに生きることの理解の推進

区民が認知症について正しい知識を得て理解を深めることで、認知症に対するイメージを希望あるイメージへと刷新していくことができるよう啓発活動を行います。

ア 認知症サポーター養成講座による啓発【介護予防・地域支援課】

より多くの区民が認知症について正しく理解できるよう、認知症サポーター養成講座を各地域で開催します。また、小・中学生から認知症について理解を深めるために、小・中学校と協力しながら講座を開催していきます。

イ 認知症講演会による啓発【介護予防・地域支援課】

医師を講師とした認知症講演会を開催し、区民が認知症について正しい知識を得られる機会を提供します。

ウ 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）イベントやRUN伴<sup>※1</sup>イベント実施による啓発【介護予防・地域支援課】

世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）イベントやRUN伴<sup>※1</sup>イベントを実施することで、認知症への正しい理解につながる啓発を行います。

※1 特定非営利活動法人認知症フレンドシップクラブが運営している、今まで認知症の人と接点がなかった地域住民と認知症の人や家族、医療福祉関係者が一緒にタスキをつなぎ、日本全国を縦断するイベント

エ 認知症ケアパスや各種広報媒体による正しい知識の普及啓発

【介護予防・地域支援課】

認知症ケアパスとは、もの忘れや認知症が心配になった場合、どのようなサービス（支援）が受けられるかを、まとめた冊子です。

また、区ホームページやパンフレット、リーフレット等、普及啓発に効果的な広報媒体を活用し、認知症についての正しい知識の啓発を行っていきます。

オ 認知症の人の声の積極的な発信【介護予防・地域支援課】

認知症を正しく理解するためには、認知症の人の声を聴くことが重要です。そのため、認知症の人が発信できる機会をつくり、啓発を行っていきます。

カ 高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査による実態の把握【介護予防・地域支援課】

「高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」を3年に一度定期的を実施し、区民の認知症への理解を把握するとともに、課題解決に取り組みます。調査の結果は次期の計画に反映するとともに、認知症の理解の推進に活用します。

## (2) 本人発信・社会参加の推進

認知症を正しく理解するには、認知症を経験している本人の声を直接聴くことが欠かせません。そして、本人の視点や意見を施策に反映していく仕組みづくりが重要です。

そのため、本人が自らの意思で、区民や地域団体、認知症の人に関わる専門職等に情報を発信する機会を拡充していきます。

そして、認知症になってからも仲間と出会い、つながり合いながら社会参加できる仕組みづくりを図ります。

### ① 認知症の人が自ら発信する機会の充実及び施策への参画

本人同士の支えあい並びに社会参加活動として、認知症の人が、自らの体験や想い、必要としていることを語り合う認知症本人交流会（以下「本人交流会」という。）を令和元年度より開催しています。

本人交流会にて認知症の人の生活支援ニーズ等を把握することにより、本人の視点を重視した支援や地域づくりに活かしていきます。

また、認知症の人が自ら発信する機会の充実及び施策への参画として、講演会や講座等において認知症の人が発信する機会の確保を行うとともに、認知症施策評価委員会へ認知症の人が委員として参画することで、区の認知症施策へ認知症の人の意見を反映し、参加と協働を推進します。

### ② 軽度及び若年性認知症を含む認知症の人が活躍できる機会の拡充

若年性認知症（軽度認知症を含む。以下同じ）の人の活躍の機会として、平成28年度より3年間、若年性認知症の人が意欲的に参加できる軽作業やボランティア活動等を行うデイサービスプログラム（以下「社会参加型プログラム」）を23プログラム開発し、開発したプログラムを掲載したマニュアルを作成しています。

社会参加型プログラムをより多くの通所介護事業所等にて実施できるよう、各事業所を巡回し、ちらしやマニュアルを活用しながら普及啓発と活用支援に取り組みます。また、有償ボランティア等謝礼の発生するプログラムを中心に新規のプログラム開発を行っていきます。

### (3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」

認知症は、誰もがなる可能性があるため、全ての区民が認知症に備える必要があります。

認知症の症状が進行し、状態が悪化してからの相談や支援を行うのではなく、認知症になる前及び認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らしていくために、「私の希望ファイル」を活用・更新しながら備える仕組みづくりに取り組みます。「私の希望ファイル」とは、書式を埋めることを目的とするものではなく、自らの思いや希望、意思を繰り返し書き記す過程やその文書、記録であり、条例に基づく取組みの一つです。「私の希望ファイル」にに取り組むことで、認知症への理解が深まるとともに、本人の希望の実現を支援することで、認知症になってからも暮らしやすい地域共生社会を目指します。

また、認知症になる前から備えておくことができるよう、社会参加や健康の保持増進の取組みの機会の充実を図るとともに、軽度認知障害（MCI：Mild Cognitive Impairment）についての啓発活動を推進します。

#### ① 「私の希望ファイル」の推進

##### ア 「私の希望ファイル」の普及についての話し合いと活用（試行）

「私の希望ファイル」は、あんしんすこやかセンターのもの忘れ相談窓口や講演会、認知症初期集中支援チーム事業などを通して、丁寧に説明しながら普及していきます。また、本人のパートナーであるケアマネジャーや認知症対応型通所介護等の介護サービス事業者などへも取り組んでいただく機会を持ち、認知症に関する取り組みをしてきた地区にも普及していきます。

##### イ 「私の希望ファイル」の内容の更新（改良）

「私の希望ファイル」の具体的な内容について、本人に実際に利用していただいたうえで、ともに対話を重ねながら、本人のフィードバックをもとに令和3年度から令和5年度までの3年間をかけて更新していきます。

##### ウ 本人の希望の実現への協働

本人、家族、地域団体、関係機関、事業者等と協力しながら、「私の希望ファイル」における本人の希望が実現する支援体制づくりを検討していきます。

## ② 社会参加及び健康の保持増進の機会の拡充【介護予防・地域支援課】

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症になるのを遅らせ、また、認知症になってからも進行を緩やかにすることに資する可能性が示唆されています。

認知症は誰もがなる可能性があるため、区民が認知症になってからも住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくことができるよう、社会参加や健康の保持増進の機会の充実を図ります。

また、正常と認知症の中間の状態である軽度認知障害について啓発を行い、認知症になる前の適切な治療等の必要性を啓発していきます。

### ア 介護予防・生活支援サービスの充実【介護予防・地域支援課】

区民の自立した生活を支えるため、また活躍することが健康寿命の延伸につながることを踏まえ、社会福祉協議会や地域活動団体等との連携や、庁内の関係各課の連携を強化し、地域活動に参加しやすくなる仕組みづくり等に取り組み、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民主体型サービスの充実を図っていきます。

また、「介護予防筋力アップ教室」や「専門職訪問指導事業」等について、利用促進を図るとともに、事業効果を検証しながら、自立支援・重度化防止に効果的な事業となるよう実施していきます。

### イ 介護予防の普及及び通いの場づくり（一般介護予防事業）【介護予防・地域支援課】

加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下（オーラルフレイル）や認知機能低下などのフレイル（虚弱）予防について、講演会や介護予防講座等を通じた普及啓発や介護予防手帳を活用した区民自身による介護予防の取組み（セルフマネジメント）支援等により、介護予防を推進していきます。

介護予防の取組みが必要な方を把握するため、あんしんすこやかセンターが訪問し、心身状態の確認や介護予防事業の案内等を行う介護予防把握事業を実施していきます。

身近な場所で気軽に介護予防に取り組めるよう、世田谷いきいき体操等に取り組む自主グループ活動を支援するとともに、ふれあい・いきいきサロン、支えあいミニデイ、高齢者クラブなどの既存の活動の場でフレイル（虚弱）予防の普及啓発を実施することにより、区民がお互いに協力しあって介護予防に取り組む住民主体の「通いの場」づくりを推進していきます。

また、スマートフォンなどICT機器を活用した介護予防の普及啓発等

に取り組んでいきます。

さらに、新たに導入されたフレイルを把握するための質問票を含む後期高齢者検診結果を活用し、関係機関との連携により身体の状態にあった適切な介護予防事業等へつなぐ等の、フレイルの早期発見とフレイル状態の改善に向けた取組みを推進していきます。

#### ウ 軽度認知障害への対応

軽度認知障害に関する講演会や「はつらつ介護予防講座」、「まるごと介護予防講座」等の講座において、軽度認知障害について広く普及啓発していきます。

#### (4) 共生地域づくりの推進

本人、家族、地域団体、関係機関、事業者等の様々な立場の人たちが同じ地域の中で出会い、つながり合い、認知症の人及び家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることのできる地域について、それぞれが主体的に考え、それぞれの力を発揮しながら、継続して取り組むための仕組みづくりを推進します。

##### ① 人材・チームづくり

###### ア 認知症サポーター養成講座の推進【高齢福祉部介護予防・地域支援課】

認知症のサポーター（パートナー）を養成する「認知症サポーター養成講座」は、28か所のあんしんすこやかセンター、認知症在宅生活サポートセンター等のキャラバンメイト（国が定める所定研修を受講した講師）が中心となり実施しています。

講座の対象者である町会・自治会、地域団体、学校等から随時に依頼を受けて出前方式で開催するほか、あらかじめ日時を設定し、各地域で定期的開催し、継続して認知症のサポーター（パートナー）の養成拡充に取り組めます。

また、小・中学生から認知症について理解を深めるために、学校との連携を強化するとともに、ICTを活用した講座の試行にも取り組みながら、

より多くの区民が認知症について正しく理解できるよう、認知症サポーター養成講座を推進していきます。

###### イ 認知症サポーターステップアップ講座及び認知症サポーターフォローアップ講座の推進【高齢福祉部介護予防・地域支援課】

認知症サポーター養成講座の受講後に、認知症サポーター（パートナー）が、地域のなかで見守りや認知症の人及び家族への支援を実践できるよう、実践的なプログラム内容を取り入れた「認知症サポーターステップアップ講座」を実施しています。

認知症サポーター（パートナー）の実践活動のひとつとして、認知症カフェ団体が運営補助ボランティアを受け入れている情報提供を行うとともに、認知症カフェ団体と実践活動を希望する認知症サポーター（パートナー）とのマッチングを行っており、活動の支援を引き続き拡充していきます。

「認知症サポーターフォローアップ講座」は、認知症サポーターステップアップ講座の受講者を対象として、地域の担い手として実践活動している認知症サポーター（パートナー）の活動支援を目的として実施しています。講座では、認知症サポーター（パートナー）同士がお互いの活動状況を共有するほか、実践活動での困りごとの支援などを行い、実践活動が継続できるよ

う取り組んでいます。

認知症サポーター（パートナー）が継続して活躍できる仕組みづくりとして、認知症ステップアップ講座、認知症フォローアップ講座の内容を充実するとともに、認知症の人やその家族も実践活動の担い手の一員（ピアサポーター等）として社会参加できるよう取り組んでいきます。

#### ウ 「チームオレンジ」創設に向けた取組み【高齢福祉部介護予防・地域支援課】

認知症ステップアップ講座を受講した認知症サポーター（パートナー）等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援活動を行う「チームオレンジ」の創設に向け、①「認知症サポーター養成講座」②「認知症サポーターステップアップ講座」③「認知症サポーターフォローアップ講座」の講座を一体的にとらえて内容の充実を図るとともに、あんしんすこやかセンターと連携してチーム作りに取り組めます。

#### エ 地域のネットワークづくり

【高齢福祉部介護予防・地域支援課、高齢福祉課、保健福祉部生活福祉課、危機管理部地域生活安全課】

認知症在宅生活サポートセンターが、あんしんすこやかセンター等の後方支援を行いながら、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、地域のネットワークの強化に取り組めます。地域で行っている「地区高齢者見守りネットワーク」や「高齢者見守りステッカー」、社会福祉協議会の「せたがやはいかいSOSネットワーク」等の活動と認知症サポーター（パートナー）等が連携し、地域住民同士のネットワークの強化を図りながら、警察や消防とも連携し、本人に地域の目が行き届く地域づくりを推進していきます。

#### オ 家族会のネットワークづくりと運営支援【介護予防・地域支援課】

区には、認知症家族会のほか、あんしんすこやかセンターや地域団体が運営する家族会が32か所あります。（令和元年度末時点）

家族介護者の居場所である家族会が継続的に運営できるよう、家族会同士のネットワークづくり及び家族会の活性化を支援するために、家族会交流会を開催します。また、各家族会を巡回し、各団体が抱える課題やニーズを把握するとともに、希望に応じて認知症ケアに関する勉強会を開催すること等により、家族会の運営支援を行います。

#### カ 地域の福祉資源開発とネットワークづくりの推進

【保健医療福祉推進課生活福祉課・高齢福祉部介護予防・地域支援課】

社会福祉協議会職員（生活支援コーディネーター）が、地区の活動団体や

事業者など多様な社会資源を訪問調査するとともに、地域ケア会議などへの出席を通して地域課題を把握・分析します。把握した課題は、全地区で共有し、課題解決に向けた検討を行う各地区での会議（第2層協議体）を開催し、新たな生活支援サービスの創出や居場所等の活動の場づくりなど、地域資源の発掘・創出、マッチングに取り組みます。

新たな地域資源の創出等とともに、既存の社会資源の活用やネットワーク化を促進することにより、地域の見守りや災害時の支えあいの仕組みづくりを支援します。

また、町会・自治会、民生委員、社会福祉協議会等の団体、社会福祉法人やNPO団体等の代表等で構成する全区の会議（第1層協議体）では、各地区の取組み事例を共有し、取組み内容の普及啓発を図るとともに、多様な視点で全区における生活支援の仕組みづくりや、地区での生活支援の取組みを支援します。

#### キ 地域人材の発掘・育成【保健医療福祉推進課生活福祉課・高齢福祉部介護予防・地域支援課】

地域・地区を単位として地区サポーターの登録を広く呼びかけ、地域福祉活動を担う人事の確保・育成に取り組むとともに、地域の支えあい活動や町会・自治会が行う行事や事業所・施設等のボランティア、生活支援サービスの担い手など、多様な地域活動へのマッチングを行います。

災害時の要配慮者の安否確認や避難支援等の担い手として、地区サポーターの中から災害時の支援活動が可能な方に「災害福祉サポーター」として登録いただくなど、人材の確保と活用を図ります。また、区内の社会福祉法人や地域活動を行うNPO団体等と連携し、日常生活支援の拡充に向けた連携強化を図ります。

#### ク 地域での交流と活動を支える場の支援【都市整備政策部住宅課】

国や東京都の動向、区の第四次住宅整備方針(令和3～12年度)、空き家の実態調査等も参考にしながら、今後の事業のあり方やマッチングについて、整理・検討していきます。

#### ケ 4つの見守り【高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課、生活文化部市民活動・生涯現役推進課】

24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り

活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進します。

また、認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者を対象とした「高齢者見守りステッカー事業」により、保護されたときの緊急連絡先への速やかな伝達により、認知症高齢者の安心・安全を確保します。

#### コ サービスを通じた見守り【高齢福祉部高齢福祉課】

区では、高齢者の見守りや安心・安全を確保することを目的として実施する事業のほか、年間通じて定期的にご利用いただく在宅生活を支えるためのサービスも実施しています。こうしたサービスの実施に際しての安否確認により、重層的な見守りを実施していきます。

#### サ 事業者の協定等による見守り【高齢福祉部高齢福祉課】

宅配事業者や生活関連の事業者との見守り協定を増やしていきます。また、協定締結事業者と連絡協議会を開催し、情報交換や緊急時の対応などの事例を積み重ね、協定の実効性を高めていきます。

#### シ 地域の支えあいによる見守り【高齢福祉部高齢福祉課】

地域のボランティアや住民組織が自発的に取り組む見守りの活動が定着し、さらに広がって行くように、区ではその活動の周知、啓発など支援をしていきます。

#### ス 地域住民による生活の支援【経済産業部工業・雇用促進課、保健医療福祉推進課、生活福祉課、高齢福祉部介護予防・地域支援課】

様々な生活支援ニーズに対応していくため、行政サービスだけでなく、地域住民や福祉団体、生活支援活動を行うNPO等により創出・拡充される地域資源を活用しながら、住民や関係機関等の協力による支えあいの地域づくりを推進していきます。

掃除、食事づくり、買い物同行等の生活支援や外出支援など、住民に助け合う「ふれあいサービス」を行う協力会員の育成・確保に努めます。

「支えあいサービス」については、ニーズのマッチングを図るために、社会福祉協議会、シルバー人材センター等と引き続き連携し、新たな担い手の確保に努めるとともに、あんしんすこやかセンターとも連携しながら事業のPRを行います。

セ 地域の支えあい活動の支援【保健医療福祉推進課、生活福祉課】

ふれあい・いきいきサロンや支えあいミニデイ等地域支えあい活動への支援を行い、閉じこもりがちな高齢者の方々の健康保持や介護予防を推進していきます。シルバー人材センターは、介護予防の一環として、高齢者の居場所づくりや外出の機会の提供、声掛けなど地域の見守りを果たす支えあい活動に取り組めます。

## (5) 暮らしと支えあいの継続の推進

認知症に早期に気付き、早い段階で適切なケアを受けることによって、認知症の進行を緩やかにすることが可能であると言われています。

認知症の早い段階から適切な支援につなげ、継続的にサポートする体制を整えることで、認知症になってからも自分らしく暮らし続けていくことができるよう取組みます。そして、早期からの暮らしを共生地域づくり等（前項（1）～（4））と合わせて総合的に推進していきます。

また、サポート体制の持続のために、認知症ケアに携わる専門職の質の向上を図ります。

### ① 意思決定支援・権利擁護推進

認知症の人の判断力が低下した場合においても、生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、各関係機関と連携しながら取組みます。

#### ア 意思決定支援【介護予防・地域支援課】

認知症の進行に伴い意思決定の能力が低下しても、その能力を最大限に活かして本人の意思に基づいた暮らしを支えていくことが重要です。認知症になってからも自分らしく暮らせるよう、本人の意思決定を支援する手法の一つである「私の希望ファイル」の普及・活用に取り組みます。そして、区民が早期に認知症に備えられるよう意思決定に関する学習の機会及び認知症ケアに携わる専門職への研修に取り組みます。

#### イ 成年後見制度の普及啓発【生活福祉課】

成年後見制度ハンドブックや、区、社会福祉協議会のホームページを利用して啓発を行っていきます。啓発用通信を発行し制度の周知と利用案内を行い、利用促進を図ります。

社会福祉協議会において、弁護士による申立てや制度説明を目的とした「成年後見セミナー」や、遺言や相続、自分の将来を考えるきっかけとする「老い支度講座」を実施し、成年後見制度や任意後見制度の普及に取り組んでいきます。

#### ウ 成年後見制度の相談支援【生活福祉課】

判断能力が低下した高齢者や障害者の生命・財産を守り、地域での生活を継続できるよう、相談員による専門相談、各地域での相談会、弁護士による無料の専門相談（「あんしん法律相談」）を実施し、成年後見制度の利用促進を引き続き行っていきます。

認知症の人など制度を必要とする方が、虐待や消費者被害などに遭わないために、早期に制度利用に結びつけることが必要です。そのためには、現行の専門相談などに加えて、区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など支援する側への制度周知を強化していきます。

#### エ 申立て及び親族後見人支援【生活福祉課】

親族に後見申立てを考えている方へ、申立て支援を行い、希望する親族については、後見人の候補者の選任を成年後見センターで行っていきます。親族が後見業務を行う場合に、安心して業務に取り組むことができるよう、相談会の実施や、定期報告書類作成を援助するなど後見等活動を支援します。

#### オ 区民成年後見人の養成及び活動支援【生活福祉課】

成年後見制度利用促進法に基づき、増加が見込まれる認知症の人の権利擁護を支援する体制を確保するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民後見人を養成していきます。修了者は、成年後見センターの区民成年後見支援員に登録して連絡会や研修会に参加し、知識やスキルの向上も図りつつ、成年後見制度の利用支援・普及啓発などを地域で行う、人材として育成していきます。

また、区民成年後見人が後見人等に就任した場合には、社会福祉協議会が監督人に就き、後見業務の支援や家庭裁判所への報告資料の確認等を実施し、制度の適正な運用を行っていきます。

#### カ 中核機関の設置・運営【生活福祉課】

権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、区は中核機関を設置し、地域の連携強化を図っていきます。中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークが広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止機能を担う中核的な役割を果たす機関として位置づけます。

法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職などの関係機関との情報交換や課題の共有を行い、権利擁護推進に向けたノウハウなどを蓄積し、成年後見制度利用の推進を図ります。社会福祉協議会は、成年後見センターの実績を活かし、区とともに制度の利用促進を総合的に推進します。

キ 成年後見等実施機関等との連携（成年後見地域連携ネットワーク）【生活福祉課】

権利擁護支援のため、本人や家族、後見人等を取り巻く地域の関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士など多職種と連携し、ネットワークを構築していきます。また、成年後見センターが中心となり、成年後見制度利用促進への意見交換や検討を重ね、地域で支え合う仕組みを構築します。さらに、あんしんすこやかセンター等の相談機関を対象に、権利擁護事例検討会を開催し、情報共有や早期の制度利用に結び付けられるよう連携を強化していきます。

ク 成年後見区長申立ての実施【生活福祉課】

判断能力が十分でない高齢者等で、親族等からの支援が得られない方に対して、区長が老人福祉法等に基づき、家庭裁判所に後見等開始の申立て手続きを行います。申立てにあたっては、庁内検討会や成年後見センター事例検討委員会において、後見等の業務内容の検討や後見人等の候補者の選任等を行い、迅速かつ円滑な制度利用につなげます。

ケ 地域福祉権利擁護事業(あんしん事業)の実施【生活福祉課】

認知症等により生活に不安がある方やサービスの利用手続きが難しい方を対象に、ご本人と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行い、日常生活を支援していきます。

コ 高齢者虐待の防止と高齢者保護【高齢福祉課】

あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります。また、区職員と介護従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を図るため、事例検討を実施します。

近年は、養介護施設従事者による虐待が増加傾向にあり、また、生活環境の変化に起因する虐待事例の報告も増えつつあることから、最新の事例収集に努め、マニュアルやパンフレットの改訂等を行い、支援の強化を図ります。また、保護した方はショートステイ等の施設において適切に養護するほか、高齢者一時生活援助施設における受入体制を強化します。

### サ 消費者被害防止施策の推進【消費生活課】

「せたがや消費生活センターだより」など様々な媒体を活用し、消費生活に関する情報や相談事例、悪質商法への対処法等、最新の情報提供の発信を強化します。

また、出前講座の実施など、地域における啓発活動に引き続き取り組みます。消費者安全確保地域協議会等を活用し、福祉部門をはじめとした見守り関係者との連携体制の充実を図り、消費者被害の動向の共有及び対策の協議等、様々な立場からの見守りの連携を図っていきます。

相談事業においては、高齢者の身近な相談窓口として引き続き親しみやすく気軽に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、弁護士やインターネット取引にかかる専門家を活用するなどして、複雑困難な相談事例の解決を図ります。

## ② 相談と継続的支援体制づくり

### ア もの忘れ相談窓口の周知【介護予防・地域支援課】

もの忘れ相談窓口とは、世田谷区が独自に設置している区内28か所のあんしんすこやかセンターに設置している認知症の相談窓口であり、「認知症専門相談員」を配置し、認知症に関する様々な相談を受け付けています。区民が早期に認知症について相談ができるよう、もの忘れ相談窓口の周知に取り組みます。

### イ もの忘れ相談窓口の質の向上【介護予防・地域支援課】

認知症在宅生活サポートセンターがあんしんすこやかセンターの認知症専門相談員の専門研修等を実施し、スーパービジョン<sup>※2</sup>を行うことで、もの忘れ相談窓口の質の向上に取り組みます。

また、あんしんすこやかセンターや地域のケアマネジャーが認知症の専門的な相談ができるよう、認知症在宅生活サポートセンターによる後方支援機能を推進します。

(※2 対象者への助言、指導、援助を行うこと。)

### ウ 身近な相談体制づくり【介護予防・地域支援課】

認知症が疑われる高齢者が、早期に医師に相談できる機会をつくることにより認知症の早期発見・医療による早期対応を図るため、平成24年度よりもの忘れチェック相談会を実施しています。もの忘れチェック相談会には、もの身近なもの忘れについての相談窓口である区内28地区のあんしんすこやかセンターを会場とした地区型と、区内5地域を会場医師の講話ともの忘れのセルフチェックができる啓発型を実施しており、医師との相談の結果、

認知症の疑いがあり医療につなぐ必要があると判断された場合は、かかりつけ医への連絡票により相談内容の報告を行うほか、必要に応じて専門外来等の受診につなげています。

身近な相談体制づくりとして、引き続き地区型「もの忘れチェック相談会」及び地域で啓発型「もの忘れチェック講演会」を実施するとともに、区民等への周知方法の充実や相談医との連携を深めます。

#### エ 認知症初期集中支援チーム事業の推進【介護予防・地域支援課】

認知症初期集中支援チーム事業とは、複数の専門職（医師、看護師、あんしんすこやかセンター職員等）が、本人や家族の相談に基づき、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。対象者毎にアセスメント内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容や支援頻度等の検討を行うために、専門医を含めたチーム員会議を実施しています。

認知症初期集中支援チーム事業を円滑に運営しながら、さらなる支援の質の向上のため、あんしんすこやかセンターとチーム員との合同研修及び連絡会開催による人材育成と事業の評価に取り組みます。

また、認知症初期集中支援チーム事業において、「私の希望ファイル」を活用し、認知症の人の意思決定支援に取り組みます。

#### オ 医師による認知症専門相談事業の推進【介護予防・地域支援課】

医師による認知症専門相談事業とは、認知症の専門医による相談（訪問またはケース会議）を行い、認知症が疑われる方や家族が医療による早期対応を図ることができるような助言の機会とする事業です。

本事業を必要とする人に適切に対応できるよう、引き続きあんしんすこやかセンターとの連携を深めていきます。

#### カ 認知症カフェの全地区における整備【介護予防・地域支援課】

認知症カフェとは、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のことをいいます。

区では、各地域団体や関係機関等が自主的に設置しており、令和元年度末時点で26地区39か所のカフェが運営されていますが、未整備地区での立ち上げに向けた情報収集を行い、区内全ての地区に認知症カフェを整備することで、身近な地区で気軽に認知症カフェに参加ができる地域づくりを実現します。

キ 在宅生活継続のための家族介護者向け支援とサービスの充実【介護予防・地域支援課】【高齢福祉課】【介護保険課】

介護における心理的・身体的負担の軽減の取組みとして、家族介護者等（若年層介護者（ヤングケアラー※1、ダブルケアラー※2）家族介護者等を含む）の孤立感を和らげ、認知症ケアに関する情報や交流の機会を提供する「認知症家族会」及び「認知症家族のための心理相談」を区内5地域で開催しています。また、介護中のストレスを和らげる方法を学ぶストレスケア講座や、家庭での負担の少ない介護方法について実技を交えて学ぶ家族介護教室を開催しています。

さらに、経済的支援として、要介護認定を受けた方（一定の要件あり）が1年間、介護保険サービス（福祉用具の貸与、住宅改修など一部サービスは除く。）を利用せず、在宅で生活した場合に、慰労金を支給しています。

また、介護中であることを周囲に知ってもらうための介護マークの配付や、日常生活の困りごとや相談を24時間365日受け付ける高齢者安心コール事業、認知症の人が外出時に道に迷って帰宅できなくなった場合に役立つ高齢者見守りステッカー事業を実施し、在宅生活の継続を支援しています。

これらのサービス内容の充実を図るとともに、家族介護者の負担を軽減できるよう、地域密着型サービスやショートステイの整備誘導を図り、活用を支援します。

（※1 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。18～概ね30歳代までのケアラーを若者ケアラーという。）

（※2 育児と介護のように、多重ケアの責任や負担が重なる状態にある人のこと。）

ク 家族介護者等の就労継続支援【高齢福祉課】【人権・男女共同参画担当課】

育児・介護休業等が男女共に取りやすい環境になるよう、会社・事業所等への啓発事業の実施や情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの取組みを進めます。

ケ 家族介護者等向けの情報発信【介護予防・地域支援課、高齢福祉課、介護保険課】

区のホームページや認知症在宅生活サポートセンターのホームページ、機関誌等を活用し、家族会や心理相談、ストレスケア講座等の普及啓発の工夫を行います。また、介護保険サービスや在宅サービスを支える区のサービス、仕事と介護の両立支援制度の紹介など、家族介護者の視点に立った情報提供に努めます。

### ③ 専門職の質の確保・向上推進

認知症のケアに携わる医療・介護・福祉等の関係機関の職員への研修を認知症在宅生活支援センター及び福祉人材育成・研修センター等と連携し人材育成を推進していきます。

#### ア あんしんすこやかセンターを対象とした訪問サービスの質の向上

##### 【介護予防・地域支援課】

あんしんすこやかセンターを対象とした認知症の総合アセスメント及び精神疾患に関する研修の充実に取り組み、訪問サービスの質の向上を図ります。

#### イ 認知症専門相談員等の育成【高齢福祉部介護予防・地域支援課】

各あんしんすこやかセンターに配置している「認知症専門相談員」（通称「すこやかパートナー」）を対象に、認知症在宅生活支援センターが専門研修を行い、認知症に関する相談・支援機能を強化します。

また、地域ケア会議等において、多職種で事例の共有を行うことにより、医療・福祉の連携体制を強化していきます。

#### ウ 医療・福祉サービス事業所職員の育成【高齢福祉部介護予防・地域支援課】

認知症のケアに携わる医療・福祉サービス事業所の職員へ、認知症及び認知症に関する制度の理解、ケアの支援力向上、実践力向上などの認知症ケアに関する専門研修を福祉人材育成・研修センターに委託し、研修の充実を図ります。

また、認知症の緩和ケア研修として、認知症ケアプログラムを学ぶ研修を福祉人材育成・研修センターに委託し推進しています。この研修は、認知症の人の問題行動として受けとられやすい行動・心理症状の背景に本人の満たされないニーズがあることを理解し、それに対するケアをチームで統一して提供することを学びます。本人のニーズを読み解く専用の指標をオンラインシステムで入力し、ケア計画、実践、モニタリングを行うもので、認知症ケアプログラムの普及啓発とともに実践の継続支援を行いながら、認知症ケアの質を高めていきます。

併せて、認知症在宅生活支援センターがケアマネジャー等からの認知症ケアの相談を応需し、スーパーヴィジョン等を行い人材育成を推進していきます。

#### 4. 3年間のロードマップ



## 第5章 計画の推進体制

中表紙

空ページ

## 1. 計画の推進体制

### (1) 区の組織

世田谷区の地域行政制度に基づき、28地区の日常生活圏域ごとに設置されたあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、5地域の総合支所及び区役所本庁の三層構造による推進体制を基本とし、介護予防・地域支援課が中心となって施策の実施や見直し等に取り組むとともに、関係所管が連携・協力して計画の推進に取り組みます。

### (2) 区長の附属機関・各種委員会等

世田谷区認知症とともに生きる希望条例第18条に基づく区長の附属機関である、世田谷区認知症施策評価委員会にて調査・審議を行います。また、その調査・審議による評価結果を区の施策に反映させていきます。

## 2. 計画の進行管理

### (1) 施策の評価・検証

計画に基づく認知症施策の運営について、実施状況の把握とその評価・検証を行い、世田谷区認知症施策評価委員会などに定期的に報告し、計画の進行管理を行います。

また、区の新実施計画事業の維持管理、評価等と整合を図ります。

### (2) 評価・検証の視点

施策の評価・検証にあたっては、次の視点で行います。

① 施策が各法令や世田谷区認知症とともに生きる希望条例で規定する基本方針等に基づいているか等、確認し、必要に応じて施策のあり方を見直します。

以下、調整中

### (3) 評価・検証の結果等の公表

施策の取組み状況や評価・検証の結果等は、区のホームページ等で定期的に公表します。

## 第6章 計画の策定過程

中表紙

空ページ

## 1. 計画の策定過程

開催日	内容
令和2年 7月15日	第6回条例検討委員会（本人3名参加） （1）条例（素案）の検討について （2）（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）の検討について 第1回条例検討委員会作業部会（本人2名参加） （1）（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画について （2）「私の希望ファイル」について
9月2日	福祉保健常任委員会 報告 （1）条例（案） （2）（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子（案）について
10月27日	第2回条例検討委員会作業部会（本人1名参加） （1）「私の希望ファイル」について （2）世田谷区認知症とともに生きる希望条例の啓発用パンフレットについて （3）世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子（案）について
12月3日	令和2年度第1回認知症施策評価委員会（本人●名参加） （1）世田谷区認知症施策評価委員会の設置について （2）世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）について
令和3年 2月9日	福祉保健常任委員会 報告

## 2. 世田谷区認知症施策評価委員会名簿

	区分		氏名	職(所属)等
1	委員	本人	長谷部泰司	認知症とともに生きる人
2	委員	本人	S・さきこ	認知症とともに生きる人
3	委員	学経	大熊由紀子	国際医療福祉大学大学院教授
4	委員	学経	村中峯子	(公社)地域医療振興協会 地域医療研究所ヘルスプロモーション 研究センター参事
5	委員	学経	田中富美子	弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後 見センター事例検討委員会副委員長
6	委員	学経	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター 研究部部長
7	委員	学経	西田淳志	(公財)東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター長
8	委員	専門医	新里和弘	都立松沢病院認知症疾患医療センター長
9	委員	専門医	長谷川幹	三軒茶屋内科リハビリテーション クリニック院長
10	委員	地区医師会	山形邦嘉	(社)世田谷区医師会理事
11	委員	地区医師会	山口潔	(社)玉川医師会理事
12	委員	地区歯科医師会	日吉俊仁	(公社)世田谷区歯科医師会理事
13	委員	地区歯科医師会	島貫博	(公社)玉川歯科医師会副会長
14	委員	地区薬剤師会	佐伯孝英	(社)世田谷薬剤師会監事
15	委員	地区薬剤師会	佐藤ひとみ	(社)玉川砧薬剤師会専務理事
16	委員	区民	黒木勉	世田谷区民生委員児童委員協議会副会長
17	委員	区民	水野貞	世田谷区町会総連合会副会長
18	委員	区民	柏雅康	世田谷区商店街連合会常任理事
19	委員	家族会	高橋聰子	在宅介護家族の会「フェロー会」代表

20	委員	地域団体	中澤まゆみ	認知症カフェ多職種ケアネットワーク 「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト
21	委員	地域団体	未定	世田谷区社会福祉協議会代表者
22	委員	介護保険事業者等	徳永 宣行	世田谷区介護サービスネットワーク 代表
23	委員	介護保険事業者等	相川しのぶ	世田谷区ケアマネジャー連絡会会長
24	委員	介護保険事業者等	高橋 洋子	梅丘あんしんすこやかセンター管理者
25	委員	介護保険事業者等	遠矢純一郎	認知症在宅生活サポートセンター代表

3. (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会名簿

調整中

#### 4. (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会作業部会名簿

調整中

空ページ

## 第7章 資料編

中表紙

空ページ

## 1. 世田谷区認知症とともに生きる希望条例制定過程

区は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例を令和2年9月に制定し、令和2年10月に施行しました。この条例は、条例検討委員会やワークショップ、パブリックコメント等において、認知症の人を含む区民のご意見を聴きながら制定にいたしました。

以下、調整中

## 《条例制定に至るまでの過程》

※以下の表記については、次のとおり略称を使用しています。

- ・(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例、(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例：条例
- ・(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会：条例検討委員会

開催日	内容
平成 31 年 3月4日	平成 30 年度第 2 回認知症施策評価委員会 (1) 条例制定の検討について
4月22日	第 1 回条例検討委員会 (1) 世田谷区の認知症施策について (2) 条例制定の検討について (3) 認知症施策における区・区民・事業者の主な役割について
令和元年 5月29日	福祉保健常任委員会 報告 (1) 条例の制定に向けた検討について(ワークショップの開催、 検討体制)
6月18日	福祉保健常任委員会 報告 (1) 条例の制定に向けたワークショップの開催について
6月23日	第 1 回ワークショップ テーマ：認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会の実現に向けた課題や必要なこと
6月28日	第 2 回条例検討委員会(委員 2 名追加) (1) 条例検討委員会の体制について (2) 区・区民・事業者の主な役割の検討素材(案)について
7月17日	第 7 4 回地域保健福祉審議会 報告 (1) 条例の制定に向けた検討について
7月31日	福祉保健常任委員会 報告 (1) 条例の制定に向けたワークショップについて(第 1 回ワークショップの実施概要)
8月26日	令和元年度第 1 回認知症施策評価委員会 報告 (1) 条例制定の検討について (検討体制、第 1 回ワークショップの実施概要)
9月3日	福祉保健常任委員会 報告 (1) 条例の制定に向けた第 2 回ワークショップの開催について
11月12日	福祉保健常任委員会 報告 (1) 条例について(基本的な理念(案)、基本的な考え方、検討体制等)

11月14日	第3回条例検討委員会（委員6名追加） （1）条例の理念及び基本的な考え方について （2）条例骨子案の検討について
11月30日	第2回ワークショップ テーマ：条例の名称 区・区民・地域団体・関係機関・事業者の立場から地域でできること
12月16日	第4回条例検討委員会（認知症の本人3名参加） （1）第2回条例検討ワークショップの実施結果について （2）条例骨子案の検討について
令和2年 2月4日	福祉保健常任委員会 報告 （1）条例の検討状況について（条例の骨子、第2回ワークショップ実施概要等）
2月26日	福祉保健常任委員会 報告 （1）条例（骨子案）について
3月1日～ 3月23日	条例（骨子案）に対するパブリックコメントの実施
3月6日	令和元年度第2回認知症施策評価委員会 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、延期。資料のみ送付した。） （1）条例の制定に向けた検討について（条例検討委員会の開催状況、第2回ワークショップ実施概要、条例（骨子案）等）
5月27日	第5回条例検討委員会（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面開催。） （1）条例（素案）の検討について （2）条例検討委員会作業部会の設置について
7月15日	第6回条例検討委員会（認知症の本人3名参加） （1）条例（素案）の検討について （2）（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画（案）の検討について 第1回条例検討委員会作業部会（本人2名参加） （1）（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望計画について （2）「私の希望ファイル」について
7月31日	福祉保健常任委員会 報告 （1）条例の検討状況について（条例（素案）、パブリックコメントの実施結果等）

9月2日	福祉保健常任委員会 報告 (1) 条例(案) (2) (仮称)世田谷区認知症とともに生きる希望計画の骨子(案)について
9月4日	認知症施策評価委員会 報告 (1) 条例(案)の制定に向けた状況について(これまでの経過、条例(案)、パブリックコメントの実施結果等)
9月28日	令和2年第3回区議会定例会 可決
9月30日	条例公布
10月1日	条例施行

## 2. 世田谷区認知症とともに生きる希望条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第15条）

第3章 認知症施策の推進に関する体制（第16条－第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

#### 附則

世田谷区では、世田谷区基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症とともに自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現するため、福祉の相談窓口におけるもの忘れ相談事業、認知症初期集中支援チーム事業など、先駆的な認知症施策を実施してきました。令和2年4月には、世田谷区立保健医療福祉総合プラザを開設し、その中の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策を総合的に推進しています。

今日、認知症に対する見方が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなってしまう」という考え方が一般的でしたが、認知症になってからも、暮らしていくうえで全ての記憶を失うわけではなく、本人の意思や感情は豊かに備わっていることが明らかになってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことが可能です。

世田谷区は、自分らしく地域とともに生きていくことができる環境を整え、区に住んできた人を含め、子どもから大人までの全ての区民が、現在及び将来にわたって認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、認知症とともに生きる人（以下「本人」という。）の権利が尊重され、本人を含む全ての区民が認知症とともに生きる希望を持って暮らすことができるように推進する認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）について、基本となる理念を定め、区の責務、本人を含む区民の参加並びに地域団体、関係機関及び事業者の役割に関する事項を明らかにすることにより、全ての区民が認知症とともに生きる意識を高め、その備えをし、もって一人ひとりがともに安心して自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 地域団体 主に区民で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療、介護その他の福祉サービス若しくは生活関連サービスを提供する事業所、教育若しくは法律に関する事業を行う事業所、図書館等の公共の施設又は研究機関その他の認知症に関する事業を行う機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体（関係機関として活動を行うものを含む。）をいう。
- (6) 私の希望ファイル 区民が、認知症になってからも自分らしく暮らし続けるための備えとして、認知症になる前及びなった後における生活に係る自らの思い、希望又は意思を繰り返し書き記す過程及びその文書又は記録をいう。
- (7) 軽度認知障害 正常と認知症との中間の状態をいう。
- (8) あんしんすこやかセンター 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターであり、区内に存するものをいう。

## (基本理念)

第3条 認知症施策を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本人一人ひとりが自分らしく生きる希望を持ち、どの場所で暮らしていてもその意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域を作る。
- (2) 区民、地域団体、関係機関及び事業者（以下「区民等」という。）が認知症に対し深い関心を持ち、自らのことと捉え、自主的かつ自発的な参加及び協働により地域との関わりを持つことで、認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現を図る。

## (区の責務)

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的に推進する責務を有する。

- 2 区は、認知症施策の実施に当たり、常に本人の視点に立ち、本人及びその家族の意見を聴かなければならない。
- 3 区は、本人が希望を持って暮らしていくことができるよう、地域で支援する体制を区民等と築くとともに、国及び他の地方公共団体と連携してこれに取り組むもの

とする。

(区民の参加)

第5条 区民は、認知症とともに生きることには希望を持ちながら、より良く暮らしていくための備えとして、認知症に関する知識を深め、自らの健康づくりに役立てるため、区、地域団体等の取組に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良く暮らしていくための備えとして、私の希望ファイルに係る取組等を行うよう努めるものとする。

3 区民は、パートナー（本人を理解し、本人とともに歩み、支え合う者をいう。以下同じ。）であるという意識を持つよう努めるものとする。

4 本人は、区民等の認知症に対する理解を深めることができるよう、自らの意思により、自らの体験、考え、意見等をその家族、本人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）その他区民等に発信するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、住民相互の支え合い及び見守り活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 地域団体は、本人及び家族等が体験したことの情報を自ら発信することができる場及び地域との交流の場を設けることに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、本人が自宅、病院、施設などの場所で暮らしていても、その希望及び権利が尊重され、その状態に応じて適時に、かつ、適切なサービスを受けることができるよう、相互間の連携に努めるものとする。

2 関係機関は、本人及び家族等が前項のサービスについて理解することができるよう、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症とともに生きていくことができる地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育、研修等を受ける機会を設けるよう努めるとともに、本人に配慮したサービスの提供及び地域との協働に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民等が認知症及び地域共生社会に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、学習の機会の提供を積極的に推進するものとする。

2 区は、認知症についての広報活動及び区民等が行う認知症に関する活動に係る情報を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症への備え等の推進)

第10条 区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加並びに健康の保持及び増進の機会及び権利が守られるよう、必要な施策を実施するものとする。

(意思決定の支援等)

第11条 区は、本人の意思決定を支援するための方法について継続的に検討するとともに、私の希望ファイルに係る取組等を積極的に支援する。

2 区は、区民等が本人の意思決定を支援するために必要な知識等を得るための学習の機会を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第12条 区は、本人の権利利益を保護するため、本人に係る権利の擁護に関する区民等の意識の向上及び行動の啓発を図るとともに、成年後見制度の利用の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の充実及びその支援)

第13条 区は、本人及び家族等からの相談に適時に、かつ、適切に対応することができるよう、関係機関と連携し、必要な相談体制の充実を図るものとする。

2 区は、私の希望ファイルの内容の実現に積極的に取り組む地域団体、関係機関及び事業者を支援するものとする。

(医療及び介護等の支援)

第14条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で適時に、かつ、適切な生活の支援、医療及び介護その他必要な支援を受けることができるよう、次に掲げる事項に係る施策を実施するものとする。

- (1) 認知症（軽度認知障害を含む。）の早期対応及び早期支援
- (2) 本人同士の支え合い及び社会参加活動の推進並びに容態に応じた支援
- (3) 家族等への支援
- (4) 生活の支援と医療及び介護との連携並びに協働体制の充実
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材及び支援団体の育成及び資質の向上のための研修

(地域づくりの推進)

第15条 区は、本人及び家族等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、見守り活動及び緊急時における支援を行うための体制の整備を推進するものとする。

2 区は、多世代の区民が地域の中で協働しながら自主的かつ自発的に行う認知症に対する理解を深めるための活動を支援するものとする。

3 区は、本人がより良く暮らしていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、本人及び家族等が体験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。

4 区は、本人及び家族等が地域での活動に参加しやすくなり、安心して暮らすこと

ができるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、パートナー並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること、地域との交流の場を設けることその他必要な施策を実施するものとする。

### 第3章 認知症施策の推進に関する体制

#### (認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、認知症施策を総合的に推進するために、世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「認知症計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、認知症計画を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならない。

#### (世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

第17条 認知症計画に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例（平成30年10月世田谷区条例第61号）第1条の規定に基づき設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を拠点として行う。

2 区長は、サポートセンターにおいて認知症施策に係る事業を行うに当たっては、福祉の相談窓口であるあんしんすこやかセンター、まちづくりセンター及び社会福祉協議会と連携して、これを行うものとする。

3 サポートセンターで行う事業に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (世田谷区認知症施策評価委員会)

第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議する

ため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、第16条第2項の規定による区長の諮問に応じ、認知症計画について調査審議し、区長に対して意見を述べるものとする。

3 評価委員会は、本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織する。

4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

#### (財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

### 3. 世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(私の希望ファイル)

第3条 私の希望ファイルに書き記す生活に係る自らの思い、希望又は意思の内容は、認知症になる前の経験、認知症になった後の支援等に関するものとする。

(サポートセンターで行う事業の内容)

第4条 サポートセンターで行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門職（以下「専門職」という。）が本人の居宅を訪問し、本人の在宅生活の支援を行うこと。
- (2) 家族等への支援を行うこと。
- (3) 認知症に関する知識の普及及び啓発並びに情報発信を行うこと。
- (4) 専門職の技術の向上を図るための指導及び助言並びに地域団体、関係機関及び事業者間の連携の強化を図ること。
- (5) 専門職並びに本人及び家族等に関わるボランティア活動を行う者を育成すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長がサポートセンターで行うことが適当であると認めること。

(サポートセンターで行う事業の実施日時)

第5条 サポートセンターで行う事業は、次に掲げる日以外の日（午前8時30分から午後5時までの間にこれを行うものとする。ただし、講演会等を実施する場合その他区長が必要と認めた場合においては、この限りでない。）

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(評価委員会の委員)

第6条 評価委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 本人 4名以内
- (2) 認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者 26名以内

(評価委員会の委員長及び副委員長)

第7条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長がこれを指名する。

4 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第8条 評価委員会は、委員長がこれを招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価委員会の部会)

第9条 評価委員会は、認知症計画に係る調査審議を効率的に行うため又は認知症に関する専門的事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(評価委員会の庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、高齢福祉部介護予防・地域支援課において処理する。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

#### 4. 世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想

調整中（約 55 ページ）

## 5. 認知症の人の日常生活自立度

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度判定の基準(厚生労働省通知 平成21年9月30日付老老発0930第2号)

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

## 6. 用語集



## 認知症施策の重点項目及び主な取組み項目

1. 認知症施策の体系（別紙）
2. 重点項目（焦点テーマ）
  - (1) 認知症観の転換
  - (2) 本人の発信・参加
  - (3) みんなが「備える」「希望ファイル」
  - (4) 希望と権利・人権が大切にされ、支えあい暮らしやすい地域をともにつくる
3. 認知症施策の主な取組み
  - (1) 条例の考え方・理解を深める取組み
    - ① 条例の普及、及び理解の推進
      - ア 効果的で多様な媒体を用いた普及
      - イ 講演会・講座等の機会を活用した普及と話し合い
      - ウ 出張型の普及と話し合い
      - エ 教育分野への普及と話し合い
    - ② 認知症とともに生きることへの理解の推進
      - ア 条例の理解を深め活動を生み出すためのミーティングの開催
      - イ 本人の声の積極的な発信
      - ウ 世界アルツハイマーデー及び月間イベント等のイベントの開催
      - エ 認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）や各種広報媒体による「認知症とともに生きる」理解の推進  
(認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）は内容の見直し・改変を含む)
  - (2) 本人発信・社会参加の推進
    - ① 本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実
    - ② 本人との協働による認知症バリアフリーの推進
    - ③ 本人が施策の企画・実施・評価に参加できる機会の充実
  - (3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」
    - ① 「私の希望ファイル」の推進
      - ア 「私の希望ファイル」についての話し合いと活用（試行）
      - イ 「私の希望ファイル」の内容の更新（改良）
      - ウ 本人の希望の実現への協働  
・「チームオレンジ」創設に向けた取組みも含む

- ② 社会参加及び健康の保持増進の機会の拡充
  - ア 社会参加のための集いの場や機会の拡充
  - イ 介護予防・生活支援サービスの充実
  - ウ 介護予防の普及、及び通いの場づくり

#### (4) 地域づくりの推進

##### ① パートナーの育成・チームづくり

★パートナーの育成・チームづくりは、条例の理解を深め活動を生み出すためのミーティングの継続した開催を通じて、以下の取組みと連動して行う

- ア 世田谷区独自のパートナー及びチームの育成と活動の推進  
(認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、フォローアップ講座の内容を改良してアに組み込む)
- イ 地域のネットワークづくり
- ウ 家族会のネットワークづくりと運営支援

##### ② 地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進

\*既存の会議体及び①アのチームとの連動を図りながら28地区ごとの展開を推進

#### (5) 暮らしと支えあいの継続の推進

##### ① 意思決定支援・権利擁護推進

- ア 意思決定支援
- イ 成年後見制度の相談支援
- ウ 地域福祉権利擁護事業（あんしん事業）の実施
- エ 高齢者虐待の防止と高齢者保護
- オ 消費者被害防止対策の推進

##### ② 相談と継続的支援体制づくり

- ア 身近な総合相談体制づくり
- イ 本人及び家族介護者への相談支援の推進
- ウ 認知症カフェの全地区における整備
- エ 生活継続のための医療・介護等の連携強化
- オ 災害時の支援体制の強化

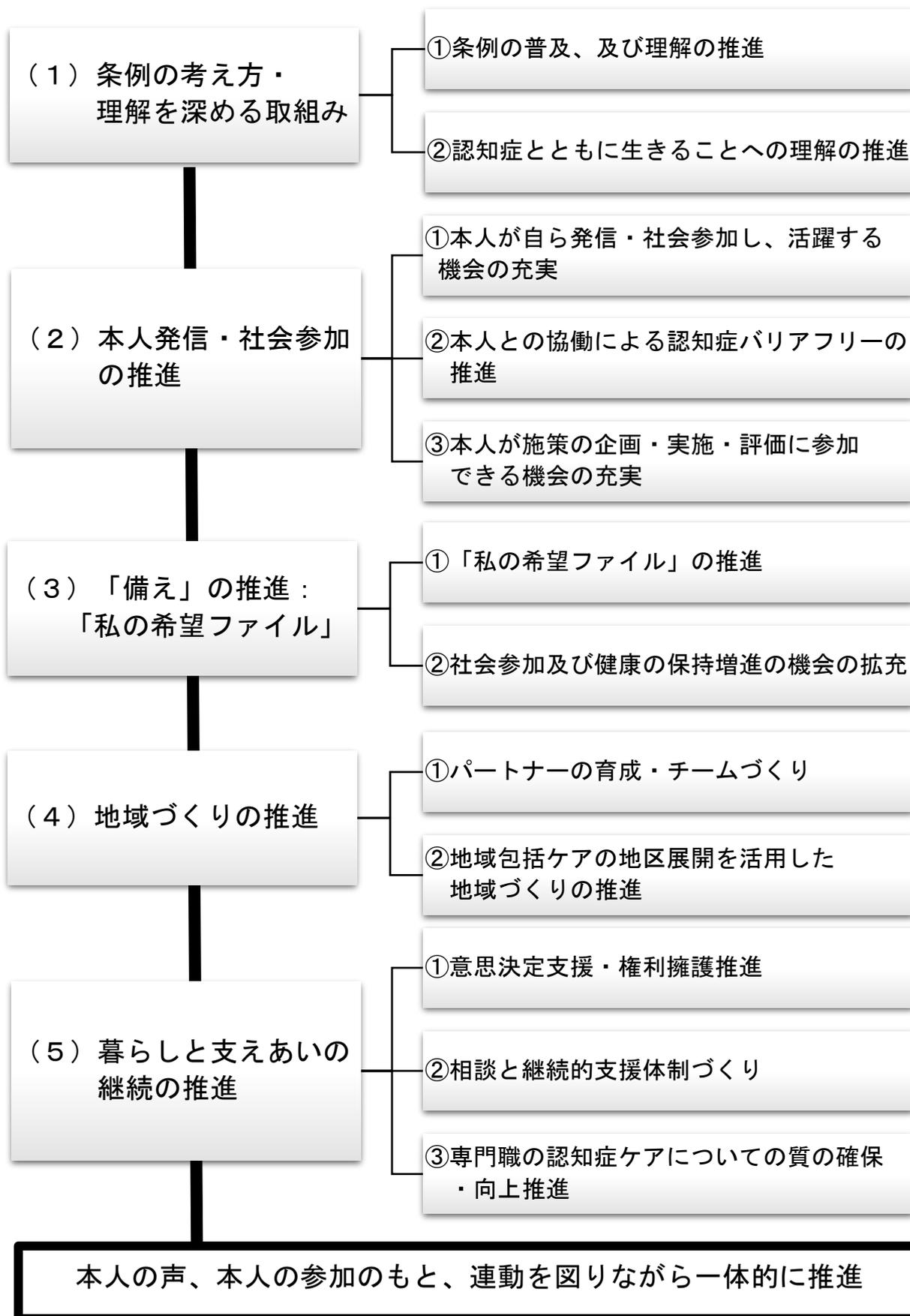
##### ③ 専門職の認知症ケアについての質の確保・向上推進

- ア もの忘れ相談窓口全体の質の向上
- イ 認知症専門相談員をはじめとするあんしんすこやかセンターの職員の質の向上
- ウ 医療・介護・福祉サービス事業所職員の質の向上の推進

# 1. 認知症施策の体系

別紙

施策の体系



## 世田谷区認知症施策評価委員会における部会の設置について

### 1 主旨

世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則第9条に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）における部会を設置する。

### 2 部会の役割

世田谷区認知症とともに生きる希望計画及び認知症施策について、評価委員会にてご議論いただいた専門的事項の検討を行う。

### 3 部会の構成メンバー

世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則第9条2項に基づき、委員長が指名する委員をもって組織する。

### 4 スケジュール（予定）

令和2年12月中下旬 第1回部会  
※必要に応じて開催

## 認知症損害賠償保険の他の自治体等の状況について

認知症の人が、認知症の症状等に起因する偶然の事故により、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った際に救済する保険の状況は以下の通りである

### 1、 民間保険

#### (1) 認知症に特化した保険

- ・電車を止めた場合等の損害賠償に対応。行方不明時の捜索支援サービス付き（保険料 1,340 円／月）
- ・補償額 1 億円

#### (2) 既存の保険の特約などを改正した保険

- ・火災保険等での個人賠償の特約の内容を変更し、電車を止めた場合等の損害賠償にも対応（オプション料は、約 2,000 円程度／年）
- ・補償額、最大 1 億円

### 2、 他の自治体に取り組む保険

- ・本人・家族等が各自治体へ申請し、介護保険認定や徘徊等の症状があるなどの要件を満たしている場合に事前登録制（申し込み制）

(例) ①葛飾区：おでかけあんしん事業登録者\*

(※認知症により徘徊がある方で、医師に認知症と診断を受けている等、または「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある人)

②中野区：65 歳以上、介護保険で要支援または要介護の認定を受けていること、認知症による徘徊行動がある、またはその恐れがあること

③港区：おかえりサポート事業登録者\*で「おかえりサポート保険チェックリスト」で該当がある場合、または医師に認知症と診断を受けている人

※（65 歳以上、認知症による徘徊の恐れがある人、65 歳未満で若年性認知症などにより徘徊の恐れがある人）

- ・保険料は、公費で負担
- ・補償額は、1 億～5 億円

### 3、 神戸市（神戸方式）

- ・「認知症の人にやさしいまちづくり条例」で規定
- ・他の自治体に取り組む保険の補償内容の他に、認知症の人が起こした事故で被害に遭われた市民に見舞金を支給（見舞金、最大 3,000 万円、事前登録不要、賠償責任の有無に関わらず支給）  
（財源として個人市民税を引き上げ、年間 1 人 4 0 0 円）
- ・認知機能検診等で認知症と診断された方が対象

認知症損害賠償保険について（他の自治体等の例）

補償内容	民間保険	葛飾区	神戸市
個人賠償責任 ・電車遅延損害や受託品含	保険金額 ・国内 1 億円 ・国外 1 億円	保険金額 ・最大 5 億円	保険金額 ・最大 2 億円
見舞費用 (被害者に対して)	見舞金 ・死亡時に 1 5 万円	見舞金 ・死亡時に 1 5 万円	見舞金 (神戸市民) ・死亡時 3,000 万円 ・後遺障害 3,000 万円 ・入院 10 万円 ・通院 5 万円 ・財物損壊 10 万円 ・休業損害 5 万円
交通事故等によるケガ (死亡・後遺障害のみ)	・最大 5 0 万円 (後遺障害は程度に より 2 ~50 万円)	・最大 5 0 万円 (後遺障害は程度に より 2 ~50 万円)	・最高 1 0 0 万円 (後遺障害は程度に より 42 ~100 万円)
行方不明時の搜索費用	・ 1 事故 3 0 万円 ・ 保険期間を通じ 1 0 0 万円		非常時のかけつけ (搜索)、GPS の導入費用負担は公費だが、月額利用料は個人負担
保険料	個人負担 (月払い) 1, 3 4 0 円	公費で負担	公費で負担 ※財源 個人市民税を引き上げ、年間 1 人 4 0 0 円
加入条件	個人契約 ・ 保険の対象となる人 (認知症の方※) の家族等が契約者 ※医師の診断を受けた方または認知機能の低下により道に迷って帰ってこられなくなる等の症状がある方	事前登録制 ・ おでかけあんしん事業登録者※  ※認知症により徘徊がある方で、医師に認知症と診断を受けている等、または「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある人)	事前登録制 ・ 認知機能検診等で認知症と診断を受けた方 ・ <b>見舞費用は事前登録不要</b> <b>全市民が対象</b>
予算		約 2 1 0 万円程度	3 億円
対象者数 (65 歳以上人口)		約 1 1 万 4 千人	約 4 3 万人
登録者数		約 7 0 0 人	5, 4 0 4 人